

令和3年第4回東大和市議会定例会会議録第21号

令和3年12月3日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（24名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
学校教育部参事	小野隆一君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部副参事	木村西君
公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君	総務管財課長	宮田智雄君

産業振興課長 小川 泉 君
都市計画課長 稲毛 秀憲 君
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君

地域振興課長 石川 正憲 君
都市建設部 梅山 直人 君
副学 校 参 教 育 部 事 富田 和己 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 11月30日及び12月2日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る11月30日及び12月2日に議会運営委員会が開催され、11月24日、正午までに受理した陳情のうち、結論が出ていなかった陳情の取扱いについて、協議を行った結果を御報告いたします。

結論が出ていなかった陳情3件につきましては、いずれも厚生文教委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

なお、厚生文教委員会に審査を付託する予定の陳情である3第10号陳情、3第11号陳情、3第12号陳情につきましては、陳情文書表として御手元に御配付してございませんが、令和3年第4回定例会最終日である12月15日の本会議にて、配付の上、陳情の付託を行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 和地仁美君

○議長（関田正民君） 通告に従い、14番、和地仁美議員を指名いたします。

〔14番 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） おはようございます。

議席番号14番、和地仁美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

東大和市が保有する資産には、有形、無形、その他と様々ありますが、今回は固定資産の中の建築系公共施設について取り上げさせていただきました。東大和市の建築系公共施設の多くが、高度経済成長をきっかけに集中的に整備されたため、今後その全てが同時期に修繕や建て替えなどを行わなければならない状況であることは、周知の事実となっているところです。

また、今後の人口減少や、年齢構成の変化による財政への影響もますます深刻になる中、大きな財源を必要とする公共施設関連事業は、今後の行財政運営においても、インパクトの大きなものと言えます。

このような状況の中、東大和市は平成29年に、公共施設等総合管理計画を、そして令和3年に公共施設再編計画を策定し、来年1月には学校施設長寿命化計画が策定される予定となっています。これらの計画で示された公共施設等適正化3原則をはじめとした様々な方針、また人口減少や、年9億円の財源不足等から導き出した目標、延べ床面積約20%縮減については、賛同せざるを得ない現実として理解しているところです。

しかし、これらの計画を全て見渡しても、将来の東大和市の都市像の青写真が見えてきません。ハード面での地域のコアとなる建築系公共施設は、住みたいまち、住み続けたいまちを実現するための重要な要素の1つです。

計画の中では、市を東西南北の4つと、中央の5つのエリアに分けて、公共施設を再配置していくことなどは示されていますが、計画を進めていった先には、どのような東大和市が実現されるのか。施設の集約化、多機能化が進むと、どのような施設ができるのか。

学校施設長寿命化計画（案）では、第七小学校の建て替えの基本設計が、令和5年、すなわち再来年からスタートする計画が示されている今、どこの施設と複合化されるのか、この建て替えにより地域だけでなく、市全体にどのような影響や効果があるのかが分からなければ、事業費や事業内容について賛成も反対もするのは困難であるとともに、市民の理解も得難いと考えます。

公共施設は、市民の資産です。そして、建築系公共施設は、この先の数十年のまちづくりに影響を及ぼすものです。将来を見通すには限界はありますが、今現在なし得る最大限の検討や調査を行い、市民の資産である公共施設を、経済面、サービス面の両方で、効率的かつ最大限の利益を市民が得られるよう、この再編のときに立ち会うものは汗をかくべきだと考えます。

そこで、以下、お尋ねします。

①「東大和市公共施設再編計画」について。

ア、「東大和市立小・中学校再編計画」との関係、位置づけは。

イ、「東大和市公共施設等総合管理計画」で定められた『公共施設等適正化三原則』に基づき、『統合や廃止に係る手法の採用を検討するフロー』に沿って再編を進めていくと思うが、具体的な検討手法、また、検討する際のポイントや指標にはどのようなものがあるのか。また、検討に参加するメンバーはどのようになっているのか。

②「東大和市公共施設等マネジメント行動計画（アクションプラン）」について。

ア、第1次アクションプランの計画期間は令和3年度が最終年度となっているが、取組状況とその取組に対する評価はどのようなものか。

イ、アクションプランは、総合管理計画の実効性を確保するために総合管理計画の計画期間を5年から10年程度の期間に区分し、各期間内に実施すべき事業内容について定めるとしているが、令和4年度から計画期間が始まる第2次アクションプランでは、計画期間をどのように定め、建築系公共施設の再編計画をどこまで進めるのか。

③公有財産としての建築系公共施設についての考え方について。

ア、東大和市の行政財産と普通財産の現状と今後の変遷について。

イ、市民の資産として、各建築系公共施設についてのデータ等は各計画の中で明示されているが、資産価値の評価や資産をより効果的に活用するための戦略、また、資産から最大限の効果を得るためのROA（総資産利益率）の視点的なものについては計画内に盛り込まれていない。今後、どのように反映させていくのか。

ウ、「東大和市公共施設再編計画」では、建築系の公共施設の再編の基本方針の5で『統合により移設した施設の跡地は、定期借地としての活用又は売却等について検討する』としている。具体的にはどのような活用の可能性を想定しているのか。

④目標とする将来の東大和市の建築系公共施設のあり方の実現に対し、市が認識している懸念や課題は何か。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただき、再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

[14番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市公共施設再編計画と東大和市立小・中学校再編計画との関係についてであります。この2つの計画は、いずれも東大和市公共施設等総合管理計画を上位計画とするものであります。上位計画となる東大和市公共施設等総合管理計画は、建築系とインフラ系の公共施設の老朽化対策として、総量の縮減や配置の適正化等について、基本的な方針を定めたものであります。これを受けて、東大和市公共施設再編計画は、全ての建築系の公共施設について、個別の施設ごとに計画期間を定め、建て替えや統合などの方向性について定めたものであります。また、東大和市立小・中学校再編計画は、公共施設等総合管理計画を受け、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針に基づき、統合や通学区域の変更などについて整理したものであります。なお、両計画はお互いに整合を図る内容となっております。

次に、建築系の公共施設の統合や廃止の検討方法、検討のポイント等についてであります。建築系の公共施設の再編に当たりましては、東大和市公共施設等総合管理計画に定める統合や廃止に係る手法の採用を検討する際のフロー図に即して検討してまいりたいと考えております。検討する際の評価要素としましては、施設カルテにまとめておりますコスト関連情報、利用関連情報等により検討してまいりたいと考えております。また、検討体制につきましては副市長を委員長とし、部長を委員とする公共施設等最適化検討委員会において検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和市公共施設等マネジメント行動計画（第1次アクションプラン）の取組状況とその評価についてであります。第1次アクションプランには、公共施設再編計画の策定など、八つの取組が位置づいておりますが、これらはおおむね達成したものと評価しております。

次に、現在策定中の第2次アクションプランについてであります。計画期間は、今後、策定を予定しております第五次基本計画の計画期間に合わせ、令和13年度までの10年間で検討しているところであります。またその取組としましては、老朽化が進行する小学校の統合及び建て替えが先行して進みますことから、公共施設再編計画において、基本方針として定める、学校と学校以外の公共施設の複合化・集約化の検討について位置づけていきたいと考えております。

次に、東大和市の行政財産と普通財産の現状と今後の変遷についてであります。東大和市公共施設等総合管理計画で公表しております土地につきまして、令和3年9月30日現在の面積では、行政財産が約50万3,930平方メートル。普通財産が約2万2,330平方メートル、合計で約52万6,260平方メートルであります。また、今後につきましては、旧第二学校給食センターを、行政財産から普通財産に用途変更する予定であります。

次に、建築系の公共施設における資産価値の評価及びROA（総資産利益率）等の反映についてであります。ROAは総資産を利用してどれだけの利益を上げられたかを測る、企業における収益性を示す指標の一つであると認識しております。この指標は、地方公共団体が公的資産を住民サービスに有効活用するとともに、その保有コストを最小限にする取組と通じるところがありますことから、今後その詳細について研究してまいりたいと考えております。

次に、統合による移設した施設の跡地の活用についてであります。現時点では、統合施設は定まっていな
いことから、跡地活用の検討に至っておりませんが、今後、跡地となる土地の規模や用途地域などに応じて、
可能性を探っていきたいと考えております。

次に、将来の建築系の公共施設の在り方の実現に対する課題についてであります。東大和市公共施設等総
合管理計画では、更新費用の推計結果を踏まえつつ、将来の人口減少率に応じてサービスの維持を図るため、
延べ床面積を約20%縮減することを目標に掲げております。公共施設等総合管理計画策定時に推計した建築系
の公共施設の更新費用は総額で約940億円であり、この財源を確保することが大きな課題であります。今後、
財源の確保が困難な場合には、さらなる延べ床面積の削減を検討せざるを得ないことが懸念されているところ
であります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○14番（和地仁美君） 市長、御答弁、ありがとうございます。

それでは、御答弁を踏まえまして、再質問させていただきたいと思いますが、市長答弁では東大和市公共施
設再編計画と東大和市立小・中学校再編計画は、お互いに整合を図る内容となっているとのことでした。

これは法的に、学校の統廃合は教育委員会が決定し、設置条例の改定などにより、議会の議決により決定さ
れるということを受けて、小・中学校の再編計画を別に分けて策定したということは分かりますが、一方で、
文科省が示している教育委員会の所管とされている公立教育機関の管理運営についても、財政的権限は首長に、
すなわち市長に委ねられているということと、並びに学校以外の公共施設との統合なども見据えて、市全体の
公共施設の再編を行うことを視野に入れているということならば、公共施設再編計画の1分野として、学校の
再編並びに長寿命化計画を位置づけ、公共施設再編計画にそれも含めるべきだと私は考えております。とい
うのも、これら2つに分けられた計画については、整合性はあることは理解しますが、両方の計画を見渡してみ
ても、具体的にどのように公共施設が再編されていくのかというイメージが、ちょっと湧いてこないというの
が正直なところです。その点について、再度御説明をいただきたいと思っております。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市立小・中学校再編計画は、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律において、学校の設置、管理及び廃止に関することが、教育委員会の職務権限と定められてい
ることに基づき、教育委員会で策定いたしました。東大和市においては、保有する建築系の公共施設の延べ床
面積の約6割を学校施設が占めていること。多くの学校施設が、建築後45年経過していることから、再編計画
の策定が急がれたものであります。東大和市公共施設再編計画の策定に向けた検討に当たり、先行して策定さ
れた小・中学校再編計画に定められた、再編のスケジュールとの整合を図っております。

以上であります。

○14番（和地仁美君） 検討や、スケジュールで、整合性を図っていくということです。

それで、建築系の公共施設の再編に当たっては、東大和市公共施設等総合管理計画に定める統合や廃止に係
る手法の採用を検討する際のフロー図、上からこう、いろいろどっちだったらどっちに行くというフロー図が
示されていますけれども、それに沿って検討されるというふうに書かれております。

その検討する際の評価要素、検討する基準みたいなものは明記されているんですけども、その要素として
は、施設カルテにまとめられているコスト関連情報や利用関連情報などにより検討するということでしたが、
具体的にこのフローの、例えば民間に代替できるとか、いろいろそのフェーズによって基準がありましたけれ

ども、どの部分で、どのようにこれらの情報を生かしていくのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 施設カルテのコスト関連情報には、建物維持管理費や運営費などをまとめています。光熱水費、修繕料、建物管理委託費、事業運営費、人件費などを年度ごとに整理をしたものです。

フロー中の運営の効率性につきましては、施設の用途、類型ごとに比較を行うことで、効率性のよい、悪いの相対的評価ができると考えております。また、利用関連情報には、年間利用者数、1日当たり利用者数などを年度ごとに整理をしています。

フロー中のサービスの必要性については、複数年の利用者数の推移などを見ることによりまして、施設の用途、類型ごとにサービスの必要性の高い低いの相対的な評価ができるものと考えております。

以上です。

○14番（和地仁美君） 了解しました。

それらの検討をする検討体制についてですけれども、副市長を委員長として、部長を委員とする公共施設等最適化検討委員会において検討していくと市長答弁では御説明いただきましたが、例えば平成27年の12月に市民アンケート調査なども行っていたり、ワークショップなども行っているのは確認しておりますが、あれからいろいろと時代も変化してますし、殊このコロナ禍により、生活スタイルとか、価値観だとか、デジタル化など、様々なものが一気に変わっている中で、再度、市民意識調査などで、どのような公共施設があったらよいと思うかといったことなど、施設の統廃合を機に、時代に即した市民ニーズを捉え、既存の公共施設とは違ったもの、もしくは汎用性を高める形で従来のサービスを代替するもの、それから様々なものを含む施設とするなどといった、市民ニーズを捉えた形での検討をする予定はあるのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市民を対象といたしまして、公共施設のアンケート調査の実施など、ワークショップも含めて、実施の予定については、現在その予定はありません。今後、公共施設の統廃合などの検討の過程で、市民の皆様の御意見などを尋ねる機会を設定するなどの方法について、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○14番（和地仁美君） 了解しました。

現在のところは予定はないけれども、検討はしたいということだと思います。先ほど壇上でも述べさせていただきましたが、公共施設というハードを中心とする行政サービスについては、10年単位の先の未来までにも影響を及ぼすものだと考えているため、様々な調査研究を行った上で進めていくべきだと思いますが、この公共施設等最適化検討委員会のメンバー、先ほど副市長を委員長として、部長を委員とするというメンバーの構成を教えてくださいましたが、このメンバーでですね、先進事例など、他自治体の施設を視察したり、先方の担当者からヒアリングをして、どういう経緯でなったかなどというヒアリングをするというようなことを、行う予定はあるのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在、公共施設等最適化検討委員会によりまして視察などの実施はしていませんが、公共施設等マネジメント課におきましては、関係課の職員とともに、以前、神奈川県大和市にあります文化創造拠点シリウスという施設の視察をいたしております。今後の検討の進捗に応じまして、公共施設等最適化検討委員会におきましても、何らかの形で先進事例の共有が図れるよう検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○14番(和地仁美君) できましたら、全員同じものを見て、同じ話を聞いた上で検討する。一部の方が行くというやり方もあると思いますが、せっかくの検討ですので、同じものを見て、同じものを聞いて、それで議論を深めるということは効果的だと思います。

一般的にこう、普通の私たちが家を建築したりするときは、住宅展示場に行ったり、モデルルームを見たり、そうすることで自分たちの知らなかったことに気づけたり、説明を受けて、ああこういう機能もあるんだなんていうことを考えられたりするというのは一般的な感覚だと思います。

市の公共施設についても、先進事例がたくさんありますし、この近隣の市でも、市役所、新しくされたところもあったり、いろいろありますので、ぜひ参考に皆さんでお時間を割いてでも10年単位のことですので、そういう機会を持っていただきたいなというふうに思っております。

東大和市の公共施設等マネジメント行動計画の第1次アクションプランは今年度で終わりますが、それについての評価などについては、先ほどの市長答弁でもお示しいただいたとおり、私もおおむね達成しているというふうに認識しております。

来年度から始まる第2次アクションプランの期間については、第五次基本計画の計画期間に合わせ、令和13年度までの10年間で検討し、老朽化が進行する小学校の統合及び建て替えを先行して進めるというお話でした。

この東大和市学校施設長寿命化計画(案)では、令和5年には第七小学校の建て替えの基本設計を実施する予定となっているということが示されました。その場合、公共施設との統合、複合化、集約化ですね。それについて、令和5年までに市内全体の配置などを考えた上で、第七小学校の建て替えの基本設計を行うべきだと考えますが、そのように進めるのでしょうか。

というのもですね、東大和市公共施設再編計画の中では、第七小学校のエリアにある芋窪集会所については、令和3年度から統合(集約化)による移設の検討を実施するということが示されています。このような公共施設の再編計画を盛り込んだ形で、学校の長寿命化計画を進めていくのかについて教えてください。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 第七小学校の建て替えの基本設計に向けた学校以外の公共施設との統合の検討につきましては、教育委員会と連携を図り、小・中学校再編計画の再編のスケジュールと整合を図り、進めてまいりたいと考えております。

第七小学校が配置されております区域にある芋窪集会所につきましても、第七小学校の建て替えの基本設計に合わせて、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○14番(和地仁美君) 今回の定例会の一般質問で、ほかの議員の一般質問でも、いわゆる施設の複合化、統合化について触れた内容があり、その中で学校施設についての学童保育を含めることは、検討をする可能性が非常に高いというような答弁だったというふうに思いますが、一番喫緊なのが第七小学校の建て替えの基本設計になっておりますので、2つの計画は整合性があるという御答弁でしたから、公共施設のほうの計画では芋窪集会所は統合、移設するスケジュールになっておりますので、調査研究を進めるという今御答弁でしたけれども、それ以外の施設も、この第七小学校のエリアにはありますし、もっと言いますと市全体を見渡したときに、そのほかの学校の建て替えや再編の中のスケジュールの中で、全体のスケジュール感で、市を東西南北、4つに分けて、真ん中、中央としてというような中で、それぞれ学校の建て替え、長寿命化のタイミング、どの施設をどこでくっつけていくのかというのは、決まっていないと言ったような御答弁だったとは理解してい

ますが、その点について再度確認させてください。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** まず、第七小学校の建て替えであります。こちらは第七小学校及び第九小学校の統合を見据えての小学校の建て替えであります。教育環境の確保に配慮することを優先いたしまして、学校以外の公共施設の統合を検討することになりますが、現時点では統合を検討する施設について決定には至っておりません。今後、調査研究を行う施設といたしましては、先に御提示されております芋窪集会所のほか、芋窪、蔵敷地区にあります学童保育所の第七クラブ、第九クラブ、芋窪老人集会所、蔵敷公民館などを考えているところであります。

なお、市全体でということですが、現時点で学校施設の複合化について、市内全体としての計画を策定する予定にはなっておりません。

公共施設再編計画におきましては、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたが、市内4つの区域に分けて、各区域において、大規模な建築系の公共施設として、小・中学校を中核となる施設に位置づけておりますことから、区域ごとに小・中学校の更新を検討する時期に、周辺の建築系の公共施設を統合する検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○**14番（和地仁美君）** 今の御答弁は理解してるところですけれども、玉突き的なですね、そのやる順番ごとに考えるというやり方で計画されてるのかなというふうに思うんですが、私としましては、学校の長寿命化計画を見ますと、最後に第一中学校または第五中学校のどちらかの建て替えというところでスケジュールされているので、そこまで進む以前にですね、市内全体の統合、複合化みたいなスケジュールというか、計画をつくったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、検討していただければと思います。

壇上でも、今回、建築系の公共施設について、市民の資産だということ取り上げさせていただいておりますが、令和3年9月30日現在、行政財産としてのものが約50万3,930平方メートル、普通財産が約2万2,330平方メートル、合計で約52万6,260平方メートル、市民の資産として土地があるというふうに理解しました。

これは平成27年度末の合計が、こちらの公共施設等総合管理計画のほうで載っております、そちらを見ますと、今、市長答弁でお答えいただいたものよりも、約1,677平方メートル少ない状況で、その分、増えているという御答弁でしたが、その主な内容について教えてください。

○**総務管財課長（宮田智雄君）** 公有財産の土地に関しまして、平成27年度末と令和3年度9月末時点での比較で、約1,677平方メートル増えているという主な内容についてでございます。

行政財産におきましては、区画整理事業等で増加する一方、旧みのり福祉園や旧暫定リサイクル施設用地を普通財産として用途を変更したことによりまして、総計で約3,881平方メートル減少しております。

また、普通財産におきましては、東京街道団地内の廃道敷と、道路用地の交換等で減少もありましたが、さきに申しあげました旧みのり福祉園や、旧暫定リサイクル施設用地を普通財産へ用途変更をしたことによりまして、総計で5,558平方メートル増加してございます。

行政財産と普通財産を総計いたしますと、平成27年度末よりも約1,677平方メートル増えているということでございます。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（和地仁美君） 資産の編成については理解しました。この市有地のうち、普通財産に変更したのもあるということでしたが、この普通財産は貸付け、交換、売払い、譲渡、出資の目的とすること、信託すること、また私権、私権ですね——を設定することができる資産だと思います。その場合、資産価値、すなわち金額、時価ベースを把握すべきだというふうに思いますが、把握はしてるんでしょうか。

○総務管財課長（宮田智雄君） 普通財産の資産の把握についてであります。有償貸付けで使用料を設定する際にですね、資産価格を算出しております。現在、普通財産全体の約20%に当たります、約4,311平方メートル分の基礎価格は把握してございます。

具体的には、小平・村山・大和衛生組合、資源物中間処理施設、エコプラザ スリーハーモニーの土地になりますが、価格につきましては、定期的に使用料改定のための算出を行うこととなっております。直近では令和3年度に行います。

また、資産価格が把握できていない約80%の土地のうちですね、総合福祉センター等の無償貸付け用地が、全体の9,919平米ございまして、普通財産全体の中では約44%に当たります。

また、その他としましては、廃道敷や旧みのり福祉園などの未利用地で約8,100平方メートルとなりまして、普通財産全体の中のこちらは約36%に当たっております。

なお、未利用地につきましては、用途の方針が決定する段階で、資産価格を把握していくという考えでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 普通財産全体の20%のみ、基礎価格を把握してるということで、80%は幾らの価値のある資産か把握はしていないと。使用料をいただいているものについては、使用料の算出の前提として、多分土地の価格を定期的に確認をしているということだと思います。

廃道などについては、なかなか利用する形が難しいものもあるかもしれませんが、無償貸付けの総合福祉センターの土地は、大体幾らぐらいの価値の土地を無償で貸してあげてるんだとか、あとはみのり福祉園など未利用地でまとまったものなどについては、幾らの価値があるものだなというのは、私だったら知りたいと思います。市では、ホームページでも、各年度の上半期、下半期と年度で2回ですね、市の財政状況を公表しておりますが、その中で市債、借入金の状況、基金積立金の状況を金額で示しており、市の財産については、土地と建物が何平米ずつというふうに公表されておりますが、その平米は書かれてるんですが、借金と基金については金額が示されて、資産については金額は示されていない状況です。

これだけ借金があり、これだけ貯金があるから——あって不動産資産がこれだけあるから大丈夫ですよというふうに、普通はなるんじゃないかなというふうに思いますが、現在、市のほうではバランスシートまで作成している状況ですが、土地は取得価格で計上していると思います。何十年も前の価格をもってして市の財政状況を把握しているというのも、ちょっと問題なのかなというふうに思いますが、せめて売却する予定のない行政財産だったらいいんですけども、普通財産に移行する可能性、もしくは今、現在、普通財産になるものについての時価は、大枠、把握しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 今後、統合などによりまして移設した施設の跡地は、行政財産

から普通財産に用途を変更して利活用を検討することになります。施設の跡地は、定期借地としての貸付けや、売却によりまず対価を得て、公共施設の再編を進めるための財源の一部として充当することも、必要であると考えておりますことから、普通財産に変更する可能性がある施設の敷地につきましては、適正な資産価値の把握を検討したいと考えます。

以上であります。

○14番（和地仁美君） 決して財政的にゆとりのある状況ではないので、資産価値については把握をしておく、様々検討するときに、ああ、あそこが幾らの価値でどうだったかなというような気づきにもつながると思いますので、そのような方向を検討していただければと思います。

先ほど壇上のほうで、ROA的な発想については、今後研究していくというふうに市長には御答弁いただきましたが、この企業においては、このROA、当期純利益を、総資産に対して当期純利益、どれだけ出たかなという指標ですが、これを公共施設のことをあえて箱物という言い方をさせていただきますが、公共の箱物のパフォーマンスに置き換えると箱物ROA、イコール、効果額。効果額というのは、便益引く費用という形で設定し、総資産、市が持つてる総資産に対して、どれだけ出ているだろうかという考え方があるということです、世の中に。

公共におけるこの効果額は、民間のいわゆる利益のようなリターンではなくて、ネットの便益、先ほど申しました総便益から費用を引いたものであるというふうに考えれば、例えばですね、単純な考え方で言うと、図書館を延べ1万人の人が利用していたけれども、何か付加価値や工夫をしたことで、2万人の人が利用することになったというふうに考えるとですね、2倍の便益が出ているよというふうに、考えて導き出すものだというそうです。

よって、この箱物ROAを高めるには、1つは利用1件当たりの費用を下げる。これは東大和市でもいろいろと工夫をされてることだと思います。あとは利用率を引き上げる。先ほど言ったように、1万人だった人を2万人に増やす工夫ですね。

それから、3つ目が投資効率を高めると。この3つの選択肢があり、ROAを可視化するための材料となるデータは、先ほども言いましたが、既に様々東大和市は結構分析をしていて、もととなるデータは様々な計画に示されています。今後、研究をしていく上で、例えばなぜその施設を廃止するのかということや、その施設は資産によりどれだけ市民の便益を高められるのか、何か改装して、これだけ投資をするけれども、ROA的に見ると利用者が増えるから、それは十分価値のある投資だよというようなことや、もしくは廃止後の施設の活用と資産価値を考えたりした場合に、オフバランス、売却をしたほうが、資産を市民に還元するためには一番いい方法だということ、市民に説明などをするときにも、このような指標を活用すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設におけますサービスにつきましては、行政活動の成果の指標として、年度ごとに施設にかけられたコスト、施設が使われた量、使われた方の人数などを施設カルテに記載をしています。公共施設の廃止後の施設の活用と資産価値などの関係考えた場合、地方公会計制度の統一的な財務書類が、施設ごとに策定される必要があるかと考えております。

その上で、市民への説明において活用できるよう、さらなる調査研究が必要であると考えておりますが、公共施設で行う市民サービスの便益を公共施設の資産価値や、コストと比較するため、通貨単位、金額で表わすことが大変難しいことであると考えております。

以上であります。

○14番（和地仁美君） 通貨単位で表わすのは難しいと思いますが、このROAは率ですので、何かしらの指標をもってして、いわゆる箱物ですね、今現存しているものをどうしていくのかというときの説明の指標などに、ずばりこれだけでなくでもいいんですが、このような考え方が世の中にあるということも踏まえた上で、調査研究をしていただければなというふうに思っております。

それで、先ほど、以前ちょっと前の答弁でですね、フロー中のいろいろなフローで、これを廃止するか統合するかって決めていく、そのフロー中のサービスの必要性については、複数年の利用者数の推移などを見ることにより、施設の用途、類型ごとにサービスの必要性の高い、低いの相対的な評価ができると考えているという御答弁いただきましたが、この利用者数は、いわゆる現時点、現在の施設内容、施設の場所による利用者であり、必要性ということについては、そのほかの要素を調査研究をして、新たな施設になった場合の利用者数を考慮する。すなわち先ほどから言っている箱物ROA、例えばこういう新しい図書館になったらもっと増えるだろうとか、過去の今の施設に対する利用者数、場所に対する利用者数ですので、今後、再編を進めていく上で、このROAという指標を考えた場合、利用率を上げる可能性があるかなどについても考慮する必要があると思いますが、この点についての御認識を教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 今後ということではありますが、ICTの進展など、技術革新が進む現代社会にありましては、時代とともに箱物に対するニーズも変化をしていくことが考えられます。例えばリモート会議ですとか、ネット図書館など、デジタルの技術の進展とともに、公民館や図書館などの施設に求められる機能は変化していくと思われまます。

また、箱物自体に対する価値観も変化していくことが考えられます。箱物は一度更新いたしますと、次の見直しは50年後、60年後になります。このように考えますと、息の長い公共施設の再編におきましては、可能な限り将来のニーズを見据えた計画とする必要があります。

したがって、更新後の異なる立地や施設機能におきまして、利用者数がどのように変化をするのか、利用者の便益がどのように変化をするのかにつきましては、推計の方法に課題がありますが、考慮する必要性があるものと考えております。

以上であります。

○14番（和地仁美君） ぜひとも考慮していただきたいと思います。

ちょっとROAから外れますけれども、様々な公共施設については、例えば大分前の一般質問で私も取り上げたことがあったかなと思いますが、運動施設が市民1人当たり何平米で、東大和市はその平均よりも達していないなどといった、そういった指標も公共施設を見る際にはあると思いますが、この東大和市公共施設再編計画の78ページから、多摩26市の主な施設の比較が掲載されていますが、これらを比較した上で公共施設を再編するに当たり、将来的に東大和市はどの程度の数値を基本として、各施設を整えるのかといったような指標はつく予定があるのでしょうか。

公民館、地区会館などをまとめて、集会施設というふうに捉えてもいいのかなと思いますが、そういった形で市民1人当たり何平米あると豊かな暮らしができる市になるのかなといったような、そういった他市比較の中での数値目標というのは設ける予定はありますか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 他市比較等における指標としての作成ですが、現時点では将来の施設整備の基本とする指標としての作成することは考えておりません。平成27年度に発行いたしました公共

施設白書の中におきましては、多摩26市の市民1人当たりの公共施設延べ床面積について、比較対照する表を掲載しております。

その当時の東大和市民、東大和市における市民1人当たり、公共施設の延べ床面積は1.65平方メートル、そのうち学校については1.03平方メートル、公営住宅が0.01平方メートル、その他施設が0.61平方メートルという結果となっております。他の自治体等につきましては、それぞれ一様ではありません。

これまでの各市の変遷に応じまして、市民1人当たりの学校面積の大小など、異なっている状況にあります。このように各市の状況が様々であることを踏まえ、本市が将来の各施設を整備をする際の建物の標準的な基準を作成することは難しいと考えておりますが、各市の公共施設の状況などにつきましては、情報収集につきましては適宜、続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

- 14番（和地仁美君） 数値的な目標というのは、各市の状況にもよりますし、全国的に見てしまうと、自治体の広さによって学区などが違ったりとか、いろんな要素がありますので、一概にこう、床面積、市民1人当たりの面積では、比較出来ないのかなというふうに思いますが、東大和市においても再編に関してはそれらの数字は、一つの指標としては設けないということを理解しました。

それでは、少しちょっと話を進めさせていただきまして、跡地となる土地の規模や用途地域などに応じて、可能性を探っていきたいというふうに、再編をした後ですね、廃止となった施設についてのその利用について、利活用ですね——について可能性を探っていきたいと考えているという御答弁でしたが、例えばどのようなことを考えられているのかについて、お示しいただける範囲で教えていただければと思います。

- 公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 施設の移転により跡地となった土地につきましては、用途地域等により建てられる建築物の用途や、建物の規模感が定まってきますので、その条件下において、市が保有し続けることの可否の確認のほか、サウンディングの実施によりまして、賃貸住宅やオフィスなど、民間等における活用を図る例について、意向を尋ねるなどの調査の実施などについて考えております。

以上であります。

- 14番（和地仁美君） 学校再編計画では、既に廃校となる学校が示されておりますが、文部科学省では、～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトというものを進めておりまして、インターネットのホームページなどで、その専門のページもあり、マッチングみたいなサイトもあるというふうなことを確認しました。

そこで、全国の事例が紹介されておりますが、例えば東大和市の廃校となる学校の校舎、そのものを活用して、要するにそれを解体してですね、更地としてというのではなく、その施設を活用して利用する形での可能性はあるのかどうかについて教えてください。

- 公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 学校の建物の活用であります。大規模な改修や、用途の変更等に当たりましては、関係法令等に適合させる必要が生じます。使用する建物の用途や、使用形態等に応じて、多額の改修費負担が生じる場合もあります。

学校のように相対的に規模が大きい施設で、かつ、東大和市におきましては老朽化が大変進んだ施設につきましては、現時点でこのように多額の投資を行う必要性は低いと考えております。

以上であります。

- 14番（和地仁美君） 他自治体の事例で恐縮ですけれども、例えば練馬区では、小学校施設をインターナショナルスクールに10年間貸付けている例があります。月額賃料300万円、10年間で総額3億6,000万円と貸付

料はちょっと安価かなというふうに私は思いますけれども、学校のまま、そこに残すことで、ほかの議員の一般質問でもあったように、避難所としてですね、校庭も維持されますから、災害時の利用も継続されるとともに、こちらの例では夏休み等に区民や区内の小・中学生を対象とした、様々な英語教育の授業なども提供してくれるというようになっているようです。

また、ほかにも私立の学校に貸与する、もしくは大学の研究室に貸与する、または英語村というような形で民間に貸して、様々な年代の市民を対象にした学習施設にするなど、その学校の形を残したまま、民間に貸し付けるよい事例も多々あるようです。

これは資産価値という以外にですね、その町の雰囲気であったりとか、様々、有形、無形の効果があると私は思っているんですが、このようなことを検討する可能性はあるでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 廃校となった学校の建物を活用するに当たりましては、まず学校の建物の安全性を確保することが最優先されるかと思います。その上で、学校法人等が運営する学校施設としての利用についての意向調査や、民間事業者の活用についての意向調査など、サウンディングによりまして調査研究する可能性はあるかと思います。

以上であります。

○14番（和地仁美君） 先ほどからずっと言っているように、市民の資産として考えたときに、一番有効に活用できる方法というものを、ぜひ導き出す調査研究をしていただきたいと思います。更地にして開発業者に売却をして、そこに建て売り住宅がいっぱい並ぶということも、別に最悪ではないと思いますけれども、今このようなまとまった敷地があって、そして市民の資産として持っていて、それをどう活用するのかという、売却は、一番、最終的な選択肢だというふうに私は思っておりますので、ぜひ資産から得られる効果を最大限引き上げるような可能性をですね、様々なところにアンテナを張って、調査研究していただきたいと思います。

公共施設等総合管理計画策定時に、推計した建築系の公共施設の更新費用は総額で約940億円であり、この財源を確保することが大きな課題で、今後、財源の確保が困難な場合には、さらなる延べ床面積の削減を検討せざるを得ないというふうに、市長答弁でも非常に深刻な状況が明かされたというふうに思いました。検討せざるを得ないということですが、これはどのタイミングで判断される予定なのでしょうか。

また、確かに何事でもですね、財源がない、なければ実現性のない夢物語みたいになってしまいますので、そこには必ず根拠となる財源、必要だとは思いますが、一方でですね、将来の理想の東大和市の姿の要素を先上げて、こういうものがあるまちにしたいなということを挙げてですね、それを限りある財源でどのように実現させるかという発想に変えることで、必要な更新費用も変わってくるというふうに思いますが、今現在の当市の計画を見ると、一つ一つの案件の積み上げ、かかる費用の積み上げというふうに見えます。そうではなくて全体感をつかんで、その全体感が可能かどうかで割り返していくような、それを実現させるためにはどういう組合せで、どういうふうに財源を充てたらいいか、できるものできないものがありますが、積み上げていった先が思ったところに到達するかどうかということが、非常に不確定な感じがするので、このような全体感を見てからやるというような考え方と、先ほど言った延べ床面積の削減を再度検討しなきゃいけないタイミングについて教えてください。

○企画財政部長（神山 尚君） 公共施設等総合管理計画でございますけど、こちらは令和38年度までを計画期間として策定した息の長い計画でございます。計画の進捗や財政的な条件を予測することが、困難な側面があると考えてございます。

今後、人口減少が進んでいきますけれど、財源確保の状況に応じて、建築系の公共施設の老朽化への対応や、再編について判断していく必要がございますが、現時点では公共施設等総合管理計画に基づいた縮減率に沿って進めていくという考えでございます。

全体から割り返すということは、理念として、考え方として理解できることではございますが、財源確保の状況等を見ながらですね、やっぱり考えていく必要があるものというふうに捉えております。仮に建築系の公共施設の再編にかかる経費、40年間で600億円と仮定した場合ですけれど、600億円でできる施設整備を確定させるためには、一つ一つの施設の優先度を洗い出した上で、個々の施設の整備費を推計して、600億円に収めるという作業になるかと思いますが、現状ではその600億円の根拠や、施設の優先度等の設定がちょっとなかなか厳しい状況かなというふうに考えてございます。

時間の経過により厳しい状況に置かれるようなことがあればですね、御指摘のようなことも検討していく必要があるかと考えてございます。

なお、財源のお話もそうなんですけれど、建て替えというのが第1の目的になっておりますが、単に建て替えを目的とするというだけではなくて、御指摘のあるような、ROAを意識するような、そういった地域のコミュニティの核として、地域に使われて愛されるような施設になるような、そういった再編を目指していきたいと考えております。

また冒頭ございました、都市の青写真が見えてこない。市内全域のまちづくりが見えてこないというお話もいただきましたので、公共施設につきましても、都市を構成する重要な要素の一部だというふうに考えられますので、そういった視点も持ちながら、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○14番(和地仁美君) いろいろと、私も壇上でも申し上げましたが、人口減少であったり、限りある財源であったり、時代の変化であったり、様々なことで市が計画している方向性については、私は否定するものではありません。

ただ、先ほど言ったように、市民の資産を再編するわけですので、経済面でも、サービス面でも最大限のポテンシャルを引き出すような検討を、もう少し一歩深くやれば、もっといい案が出てくるんじゃないかなというのが1つと、先ほど企画財政部長から青写真が見えないという私のコメントを取上げていただきましたが、1件1件の提案については、東大和市は非常に実直に行政、進められますので、それは間違いはないということは分かりますけれども、それが積み上がっていった先に、どういう東大和市になるのかが分からないと、1件に対しては賛成ができて、全体解としてそれが最適な解だったのかなということに、ちょっと疑念を残しながら進んでいくようなことになるんじゃないかなと懸念しております。

学校の長寿命化改修だけでも330億円かかるということについては、今回、示されました市長から、令和4年度の予算編成方針でも触れられておりますが、これは学校の長寿命化計画を見ますと、ほかの施設との統合も考えられてませんし、体育館もプールも含んだものだという説明があったと思います。この額を見ても、だからこれが本当なのかなというふうに思ってしまうし、学校の再編については、ほかの施設との統合以外に、ほかの議員の一般質問でも様々、例えば義務教育学校をつくってはどうかとかいい提案ありましたけれども、まず学校全てにプールや体育館はあるのかというような検討もしたほうがいいのではないかなというふうには思っております。

また、公共施設についてはですね、再編、縮小、更新が必要ですが、お金もないことも分かっています

が、そういった何ていうんですかね、ちょっとネガティブな説明が多くてですね。住みたいまち、住み続けたまちというような、市の明るい将来を感じるような、こういうのは減るんだけど、こんなによくなるよみたいな、そういう計画もぜひとも市民に示していただきたいなというふうに思います。

今までは高度経済成長期は、人口の伸びに合わせて、いわゆるプラス、プラスでどんどん新しいものが出来ていいねという時代だったと思いますが、今後は今あるものを俯瞰して、見渡して、どこにどのような施設があることが魅力的なまちになるのか、市民生活の豊かさになるのかというふうに整理整頓、まさしく再編していく必要があると思いますので、そういう視点を持っていただきたいと思います。

先ほど質問の中で、インターナショナルスクールに貸したり、大学の研究施設にしたりなど、様々、民間に貸すことで収入以上の効果をまちに及ぼす可能性の模索も必要だということ述べさせていただきましたが、極論ですね、今後、人口減少になった場合、市自前で持つことを、例えばごみ焼却炉などのようなものと同じようにですね、市民の意識調査では屋内プールが欲しいという意見が、かなり出ていたと思いますけれども、例えばこれを隣接する市と共同で造るというような可能性を、ゼロではないと思いますので、それは実現性についてはちょっと私も何とも言えませんが、そういったものも考えてみたりですね、また東大和市は面積が小さいということが逆に利点となりますので、例えば中央エリアにですね、非常に近年、話題になっている武蔵野市にある武蔵野プレイスのようなですね、青少年の居場所、充実した図書館、市民共同施設、市民大学が含まれた、そういった総合的な施設を造り、アクセスに関しては、せつかくあるちよこバスを使っていただいて、4つの地域については、その地域でアクセスしやすい最低限の集会施設を造るとか、そのような考え方もできるのではないかと思います。

また、市の資産という、アセットという考え方でいいますと、他の議員のほうから桜が丘の国有地、2万2,000平米の話がありましたが、1平米、路線価16万円で計算をすると約35億円ですよ。大体時価は路線価の、路線価は時価の8割ぐらいというのが一般論ですから、時価でいうと45億円。それを取得して生み出せ、例えば渋谷区のようにマンションディベロッパーに定期借地で貸付けてというような形をすると、アセットからいわゆるお金を生み出せるというような形にもなると思います。そういった形で、市の資産として、やはり様々な公共施設のほうの活用を見ていただきたいと思います。

今回この質問をさせていただくに当たって、東大和市は、この市役所の組織はですね、市長のリーダーシップのもとですね、非常にいい風土、文化があるなと思っております。それは実現したいことから逆算して、実現した例、ちょっと額は違いますが、市報のカラー化などは、カラー化をしたいというふうなところから見ていったら、今まで使っていた紙のサイズが特殊なもので、普通の一般的な紙のサイズにすれば、カラー化をしても費用が下がったと、そういった成功例もあります。

全然規模は違いますが、こういうまちにしたいというところから再編を考えていく。財源や面積といった、そういったところじゃなくて、まちづくりの観点から逆算して、考えていくというふうにすると、全く違った気づきがあったりすると思いますので、この市報の例のような考え方、せつかくいい風土がありますので、まちづくりに関しても、そのような観点で考えていただければと思います。

市民の大切な財産である公共施設の可能性を最大限に引き出せるように、そして時代に合った魅力的なまちを実現するように、まさに虫の目を持って細部に注目し、鳥の目を持って全体を俯瞰し、魚の目を持って時代の流れを捉え、そしてコウモリの目で視点を変えることによって気づきを導き出し、将来の東大和市の姿を検討し、公共施設でより魅力が高まった東大和市将来像を市民に示していただくことを期待し、私の一般質問を

終了します。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和3年第4回定例会における一般質問を行います。

さて、今回の一般質問では、私は以下、大きく2つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、新たなまちづくりについてです。

市では現在、来年度より始まる（仮称）東大和市新総合計画の策定をしておられますが、この2年間のコロナ禍による行政対応に注力されつつ、新たなまちづくりの方向性を見定め、計画を策定し実行していくことは、大変な労作業かと推察いたします。今回の一般質問では、これから進められる新たなまちづくりにおいて、特に関心を持つ幾つかの項目について取り上げ、新総合計画策定を進めている現時点での市の考えと、今後の方向性を確認させていただきたいと考えます。

1つ目は、都営向原アパートの創出用地に関してです。さきに議員へも、「向原団地地区のまちづくりの方向性（案）」及び「向原団地地区地区計画（素案）」の情報提供をいただきました。その内容と地区計画の変更や、今後の向原団地地区のまちづくりの検討について、どのような進捗状況となっているのかを確認させていただきたいと考えます。中でも「創出用地地区B」の開発については、地元住民を中心に様々な声があると思います。このB地区の開発の在り方が、向原団地地区のまちづくりに大きな影響を与えざるを得ないのは確かなことであり、市としてどのように住民の意見をすくい上げ、取り組んでいこうとされるのか、お考えを伺いたいと考えます。

2つ目は、東大和市駅周辺の活性化についてです。以前から幅広い世代の市民から、市の玄関口である東大和市駅周辺のさらなるにぎわいの創出について、御意見や御要望をいただけてきました。市民の関心が大変高い地域であり、駅周辺の開発が将来の市の活性化に、大きくつながっていく可能性を秘めているものと認識しています。市は策定中の新総合計画の中に、まちづくりの主要課題の一つとして、本市としての価値の向上を挙げられています。その価値は多方面にわたることはもちろんですが、特に市の玄関口である東大和市駅周辺の活性化は、まち全体の価値の向上に大きく関わるものではないでしょうか。そこで、過去の再開発計画の経緯を踏まえ、また近隣他市の中心市街地活性化への取組状況を参考にしつつ、東大和市駅周辺の活性化について、市としてどのような展望をお持ちなのか伺いたいと考えます。

3つ目は、新しい働き方についてです。昨年12月に成立した「労働者協同組合法」に基づいた新しい働き方、

事業の在り方に関する市の認識と、今後の対策についてお聞かせいただきたいと考えます。新総合計画（案）では、健康・高齢者施策の推進の中に、高齢者が地域社会を支える一員として活躍できるよう、就業や社会参加の機会の拡大を図ると記載されています。来年10月施行の労働者協同組合法に基づき設立される協同組合は、労働者おのおのが出資をして経営していくもので、地域における課題の解決や地域のニーズに即した新しいサービス、就業の在り方が可能となると言われております。これは高齢者の地域での就業に、大きなインパクトを与えるものであると認識しています。もとより労働者協同組合は、全世代にわたって、これまでとは違った働き方のスタイルを提供していくものですが、市としては全世代を前提としつつ、まずは高齢者の就業機会の拡大という視点からでも、この労働者協同組合に関する情報提供などに積極的に取り組んでいったほうがよいのではないかと考えています。これについて、市の姿勢を確認させていただきたいと考えます。

4つ目は、様々な課題解決に向け、市のまちづくりにおいてどのように対応していくかについて伺いたいと考えます。

1番目として、火葬場の件です。多摩地域においても、今後、火葬場の需要が高くなることについては、以前の一般質問でも取り上げたことがあります。その際、市のお考えは伺ってはいますが、改めて今後のまちづくりの中で、どのような認識を持っておられるのか、確認させていただきたいと考えます。

2番目として、行政課題の解決に向けた複合施設の建設についてです。以前、常任委員会の行政視察で新居浜市を訪れた際に、公共施設の縮減だけではなく、新たなまちの魅力を、新たな公共施設を設置することで生み出している事例を学ばせていただきました。東大和市では、今後、公共施設の統廃合が進められると思いますが、現在そして将来の行政課題解決に資するような複合施設の建設を考えていくつもりがあるかどうか、お考えを伺いたいと考えます。

3番目は、高齢者福祉に関する施設建設についてです。市は、現在も高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせていける環境づくりに注力されておられます。その方向性には大いに賛同し、議員として協力していきたいと思いますが、一方、現場で実際に御家族の介護をされている方のお話を伺うと、施設の充足を訴える声を多く耳にします。そうした市民の要望も十分理解されながら、高齢者福祉に関する諸計画は推進されておられると思いますが、今後の高齢者福祉施設の建設に対する考え方について、現段階での御認識を伺いたいと考えます。

4番目は、若い世代の定住を促す住宅政策についてです。市は子育て世代などが定住しやすい居住の仕組みづくりの検討を掲げておられますが、具体的にどのような方策をとるお考えなのか、現段階として考え得る選択肢を御教示いただければと考えます。

5つ目は、都市マスタープランの改定についてです。市では新たな時代状況に即した新たなまちづくりを進めるために、都市マスタープランの改定に着手することと存じます。国全体として人口減少のより一層進む社会状況を踏まえつつ、今と、そして将来の活気ある東大和市の構築のための重要なプラン改定となると認識しております。そこで、細かい内容については今後議論が重ねられていくとして、現段階でどのような課題が優先順位が高く、重点的に取り組もうと考えておられるのか、確認させていただきたいと考えます。

これらにつき、以下、質問事項を読み上げます。

①都営向原団地における創出用地について、今後、東京都と連携しながら市としてどのように進めていくのか。

ア、「向原団地地区のまちづくりの方向性」及び「向原団地地区地区計画」に関し、これまでの検討内容と

進捗状況に関して伺う。

イ、「向原団地地区のまちづくりの方向性（案）」における南側の「創出用地地区B」の開発について、今後どのように検討を進めるのか。現時点での市の考えと東京都との検討内容について伺う。

②東大和市駅周辺の活性化について、今後、市としてどのように取り組むのか伺う。

ア、東大和市駅周辺の再開発について、これまでどのような計画があったのか。その計画の進展はどのようなになったのか。

イ、近隣他市の中心市街地の活性化はどのように進んでいるのか。

ウ、今後、東大和市駅周辺の活性化について、どのような展望をもっているのか。

③新しい働き方の推進について。

ア、令和2年12月に成立した「労働者協同組合法」に関する市の認識を伺う。

イ、同法は令和4年10月に施行が予定されているが、今後、市としてどのような取り組みをしていくのか伺う。

④様々な課題の解決に向けたまちづくりについて。

ア、団塊世代の高齢化が進み、火葬場の逼迫が懸念される。市内での施設設置の検討も含め、今後の対応はどのようにしていくのか。

イ、公共施設の管理運営を進めていく中で、縮減だけではなく行政課題解決に向けて複合施設の建設を検討していく考えはあるか。

ウ、高齢者福祉充実のための施設建設についてはどのような考えを持っているのか。

エ、若い世代の定住を促す住宅政策に関して、市としてどのように取り組んでいくのか。

⑤都市マスタープランの改定について。

ア、まちづくりの新たな方向性を示すために、改定される都市マスタープランでは、どのような課題に対して重点的に取り組む考えなのか。

2点目は、学校教育についてです。

市では、子育て支援施策として、これまで保育園や学童保育の待機児童解消に力を入れてこられました。その成果が着実に積み上げられている中で、日本一子育てしやすいまちを、さらに前へ進めていく上での大きな課題として、学校教育の充実、学力向上について考えておられると推察します。小学校以上の子育て世帯の方の話伺う機会があると、東大和市の子供たちの学力向上を願う声をよく聞きます。

保護者からのこうした強い要望は、市も十分に認識されておられると思いますし、学校現場及び教育委員会では、様々なお取組をいただいているものと認識しております。そして、各学校ごとに、それぞれの科目に応じた独自の工夫もされたお取組を進め、一定の成果を上げておられることと認識しています。その成果を、ぜひ積極的に全市に横展開をして、全体的な底上げをしていただきたいと思います。

また、理数教育については、これまでも私もその強化について何度か一般質問で伺ってきました。今回もこれまでの取組と、今後の在り方について幾つか確認をさせていただきたいと考えます。そして例年伺っている図書館を使った調べる学習コンクールの、今年度の取組と成果について、今年も確認させていただきたいと思い、以下、質問いたします。

①学力向上の取り組みと好事例の横展開について伺う。

ア、国語・外国語教育について。

イ、読書活動について。

ウ、アクティブ・ラーニングについて。

エ、プログラミング教育について。

オ、各種検定試験の活用について。

②理数教育のさらなる強化について伺う。

ア、少人数による教育と児童生徒の学習進度に即した個々の対応の強化について、どのような取り組みをしているのか。

イ、ICTの活用による効果やプログラミング教育との相乗効果を発揮させることについて、どのような取り組みをしているのか。

ウ、各学校での好事例の横展開をどのようにしていくのか。

③図書館を使った調べる学習コンクールについて。

ア、令和3年度の取り組みの成果と今後について伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ自席にて行います。

よろしく願い申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、向原団地地区のまちづくりの検討内容と進捗状況についてであります。現在、向原団地地区の北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。市では、東京都の動きに合わせ、地区計画の変更に向けた検討を進めており、令和3年10月に、「向原団地地区のまちづくりの方向性（案）」及び「向原団地地区地区計画（素案）」を作成したところであります。

次に、南側の「創出用地地区B」の今後の検討の進め方に関する市の考えと、東京都との検討内容についてであります。創出用地地区Bにつきましても、「向原団地地区のまちづくりの方向性（案）」において、東京都と協議等を踏まえ、将来の社会・地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしております。市としましては、「創出用地地区B」における将来的なまちづくりの検討状況を捉え、まちづくりの方向性などを適宜見直ししながら、当地区のまちづくりの検討を段階的に進めてまいります。

次に、東大和市駅周辺の再開発に関するこれまでの計画についてであります。市では東大和市駅周辺整備計画調査や、東大和市商業ビジョン等の計画を参考に、平成6年に東大和市駅周辺におけるまちづくりの指針となる南街地区都市総合再開発促進計画を策定しております。

また計画の進展についてであります。その後は、市は本計画を関連計画として東大和市都市マスタープランを策定し、東大和市駅周辺におきまして、市民会館の建設や、都市計画道路3・4・26号東大和清水線の整備を行ってまいりました。

次に、近隣他市の中心市街地の活性化についてであります。立川市はもとより、小平市や西東京市の駅周辺等におきまして、にぎわいのある拠点の形成を目指したまちづくりが進められており、近隣市における中心市街地の活性化が図られてきていると認識をしております。

次に、東大和市駅周辺の活性化の展望についてであります。東京都が令和3年に策定しました多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針におきましては、東大和市駅周辺では、商業・業務系施設の

立地を誘導し、市の玄関にふさわしい、にぎわいのある生活の中心地を形成していくこととされております。また、東大和市第五次基本計画（案）におきましては、駅周辺などを拠点として、都市機能の集積を図ることと、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進めていくこととしております。

次に、労働者協同組合法に関する市の認識についてであります。事業主に雇用される雇用形態とは異なり、働く者自らが出資し、組合員となり、お互いが対等な立場で事業に従事し、それぞれの意見を反映して事業が行われるもので、多様な働き方を促進するものと認識しております。

次に、労働者協同組合法に関する市の取組についてであります。労働者協同組合に関する情報収集に努め、関係機関等に周知を図るとともに、今後どのような関わり方ができるか、研究してまいりたいと考えております。

次に、火葬場の設置についてであります。高齢化社会が進展し、死亡者数の増加が見込まれる中、火葬場の確保につきましては、今後の課題になると見込まれております。一方で、火葬場につきましては、市内では条例上の設置場所の条件を満たす適地を探すことが困難であることや、一部事務組合へ加入等を行う場合は多額の財政負担が生じることなど、多くの課題が見込まれるところから、長期的な視点で調査・研究を行っていく必要があると考えております。

次に、行政課題の解決に向けた複合施設の建設についてであります。東大和市公共施設等総合管理計画におきましては、建築系の公共施設に関する基本方針の中で、建築系の公共施設を建て替える際には、複合化による建て替えを検討することとしております。

次に、高齢者福祉充実のための施設建設の考えについてであります。特別養護老人ホームの整備につきましては、第8期介護保険事業計画において、公有地の活用を基本として、具体的に検討を進めることとしております。なお、検討を進めるに当たりましては、入居対象者が特別養護老人ホームと一部重複する、サービス付き高齢者向け住宅等の整備状況も踏まえる必要があると認識しております。

次に、若い世代の定住を促す住宅政策についてであります。東大和市第五次基本計画（案）におきましては、定住人口の増加を目指し、子育て世代などが定住しやすい居住の仕組みづくりを検討することとしておりますことから、今後この考えに沿った取組を検討してまいります。なお、学生や独身社会人等につきましては、永続的な定住につながるかどうか、不確定な要素が多いことから、定住支援の取組等について現在検討していく考えはございません。

次に、都市マスタープランの改定を検討する際の考え方についてであります。東大和市第五次基本計画（案）におきましては、都市としての価値の向上をまちづくりの主要課題として、施策の展開方向として、メリハリのある都市空間の形成と住宅都市としての魅力向上を位置づけております。都市マスタープランの改定の検討に当たりましては、上位計画となる基本計画を踏まえ、駅周辺などの拠点におけるにぎわいのある魅力的なまちづくりや、住宅都市としての魅力向上に資する住環境の維持、整備などについて重点的に検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、学校教育についてであります。学力向上の取組につきましては、国語・外国語教育、読書活動、アクティブ・ラーニング、プログラミング教育、各種検定試験の活用などについて、各学校において様々な取組を進めております。また、好事例の横展開につきましては、教育委員会主催の各種研修会や小・中学校主催による研究部会等において、タブレット端末を活用するなどの方法により、取組事例の共有を図っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、理数教育のさらなる強化についてであります。少人数による教育の充実と児童・生徒の学習進度に即した個々の対応の強化につきましては、算数・数学におけるティームティチャーや学習指導員等を活用した少人数指導、タブレット端末による個別学習などの取組を実施しております。

I C Tの活用による効果やプログラミング教育との相乗効果の発揮につきましては、算数・数学、理科においてタブレット端末を活用したデータ処理やプログラミング学習を行っております。各学校での好事例の横展開につきましては、教育委員会の研修会や各小・中学校の自主的な研究部会等において、取組事例の共有を図っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。令和3年度につきましても、教育委員会が窓口となり市内小・中学校に呼びかけを行い、多岐にわたった学習内容の応募があったと聞いております。本取組は児童・生徒の学習意欲を高めるよい機会となっており、今後もコンクールへの参加について、児童・生徒へ働きかけていく必要があると認識をしております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、学校教育についてであります。まず学力向上の取組と好事例の横展開につきましては、国語教育では第七小学校において、昨年度より読む力を育てる指導に関する研究に取り組んでおります。また、外国語教育につきましては、第八小学校において、タブレット端末を活用して、発声の練習を行う活動を取り入れ、話す、聞く力の向上に向けた取組が行われております。好事例の横展開としましては、市内の小・中学校の教員による教科研究部会において、情報共有や授業研究が行われております。

次に、読書活動についてであります。第六小学校では、学期ごとに読書旬間を設け、読書意欲の向上を図っております。また、第四中学校では、朝読書を日常的に行うことにより、読書の習慣化を図っております。好事例の横展開としましては、学校図書館活用推進委員会において、情報共有及び研修等の努力もして行っております。

次に、アクティブ・ラーニングについてであります。第五中学校では、国語の授業において、生徒同士が読み取った内容について話し合い、タブレット端末を活用して、資料を作成するなど、グループ活動を通して学びを深める授業が行われております。好事例の横展開としましては、教育委員会において、作成した1単位時間の授業展開例を、市内小・中学校全教員に配布し、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業改善を推進しております。

次に、プログラミング教育についてであります。第二小学校では、東京都プログラミング教育推進校事業による研究を通して、発達段階に応じたプログラミング学習について、系統的な指導が実施されております。この第二小学校の研究成果が広く普及したことにより、市内全小学校において教科横断的な指導計画が作成され、指導の充実が図られております。

次に、各種検定試験の活用についてであります。今年度も多くの小・中学校において、学校を会場とした検定試験が実施されており、第五小学校では漢字検定の実施の前に、受験児童を対象とした勉強会を開催しております。検定試験の実施の回数や方法について、学校間で情報交換をし、P T Aと連携を図りながら取組を継続しております。

次に、理数教育のさらなる強化についてであります。少人数による教育と、児童・生徒の学習進度に即し

た、個々の対応の強化につきましては、算数・数学において、児童・生徒の習熟の程度に応じた少人数学習指導を実施しております。また、タブレット端末のデジタル教材を活用し、個々の進度に合った学習に取り組んでおります。理科においては、少人数のグループで実験を行ったり、タブレット端末のカメラ機能を活用して観察を行ったりするなど、個々の児童・生徒の興味・関心を高める工夫をしております。

次に、ICT活用による効果や、プログラミング教育との相乗効果を発揮させることについてであります。ICTの活用による効果としましては、学習指導要領の中学校数学科で取り上げられている統計的な学習において、タブレット端末の表計算ソフトを活用した学習を行っている事例がございます。また、プログラミング教育との相乗効果を発揮させることとしましては、学習指導要領において必修とされている小学校5学年、算数及び第6学年、理科における学習をもとに、他の教科等においても、プログラミング的思考を育む学習を実施しております。

次に、各学校での好事例の横展開につきましては、教育委員会による、学校訪問の際に、各学校での好事例を紹介しております。また、ICT活用推進のためのプロジェクトチーム等において、タブレット端末を活用し、各学校での事例を共有しております。

次に、図書館を使った調べる学習のコンクールについてであります。令和3年度の取組の成果につきましては、市内小・中学校から68点の応募があり、小学校からの応募作品数が増加しております。内容は環境、福祉、世界、生物、健康、学問、科学等、幅広い内容となっております。小学生は興味・関心に応じた作品、中学生は歴史や文学など、教科の学習として取り組んだ作品が多く出品されております。今後も多数の作品が応募されるよう、児童・生徒へ働きかけてまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 詳細な御答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、向原団地地区の件についてでございます。向原団地地区のまちづくりの方向性及び向原団地地区地区計画につきましては、特別支援学校設置という東京都の動きに合わせて、地区計画変更への検討を進めておられるとの御答弁いただきました。この方向性及び地区計画の変更におきましては、従来の考え方を引き継いだ点、変更した点について詳細に伺いたいと思います。また、変更する箇所の理由と、その変更がまちづくりに与える影響について伺います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 向原団地地区のまちづくりの方向性（案）において、創出用地地区A及びB以外の地区につきましては、従来のまちづくりの考え方を踏襲しております。このため地区計画（素案）においても、その部分について考え方の変更はありません。

創出用地地区A及びBにつきましては、現行の地区計画では、平成24年に東京都が事業者決定を取りやめた、両地区が一体で実施する予定であった住宅建設プロジェクトを前提とした内容となっており、創出用地地区Aに学校が建築できないことなどから、現時点でのまちづくりの検討状況を反映した地区計画に変更する必要があります。

地区計画の変更に当たっては、現時点での創出用地地区A及びBを含む向原団地地区全体におけるまちづくりの方向性を示し、都市計画変更の手続を進めていく必要があることから、今般、向原団地地区のまちづくりの方向性（案）及び地区計画（素案）を取りまとめたところであります。

今後は、都市計画手続を着実に進め、創出用地地区Aにおけるまちづくりの実現を図るとともに、創出用地

地区Bにおいては、将来の社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討し、将来的なまちづくりの検討状況を捉え、まちづくりの方向性などを適宜見直しながら、当地区のまちづくりを段階的に進めてまいります。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

地区計画の素案におきましては、創出用地地区Bにつきましては、建築物等の用途の制限は記載がなく空欄でありました。今後、この点に関して議論を進めなければならないというふうに考えておりますけれども、このことに関しまして、向原創出用地地区Bの開発に際し、東京都の意向はどのようなものなのか、また市はどのような開発を望んでいるのか。この点、2点について伺いたいと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 1点目、向原団地地区の創出用地地区Bにおける開発に対する東京都の意向についてであります。本地区におきましては、東京都との協議等を踏まえ、将来の社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしております。

続きまして、2点目、市の考え方につきましても同様であり、詳細につきましては、今後、東京都などと協議をしていくものと認識しております。

以上であります。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） この土地につきましては、所有地でありますことから、所有する東京都がどのように活用するかが前提になると思いますけれども、やはり市、特に地域の住民の方がどのような開発を望んでおられるのか、その思いが反映されたものでなければ、よりよいまちづくりにつながらないというふうに考えます。この地区に住む住民や、また隣接する地域の住民の多くのお声を、ぜひ市としても集めていただきたいと思っております。

私、この地域の方々のお話を伺ったときに、やはり商業地域にしてほしいという方もいらっしゃれば、商売していらっしゃる方、やっぱり住宅を建てて、新たな住民を呼んでいただきたいという方もいらっしゃれば、子供たちがスケボーする場所がないので、ぜひスケボーをする、そういった場所をつくってあげてほしいとか、また図書館が近くにないから図書館をと、様々なお声がございます。

御答弁でも、そういったお声も踏まえて、将来の社会地域のニーズを踏まえた活用の検討というふうに述べておられました。そのために、市として地域住民の幅広い世代の意見を聞く機会を、どのように設けていかれるのか、この点について伺いたいと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 地域住民の皆様の意見を聞く機会についてであります。向原団地地区の創出用地地区Bにおける将来的なまちづくりの検討状況を捉え、まちづくりの方向性を見直す際に、関係法令及び東大和市街づくり条例の趣旨を鑑み、地域住民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めていくものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そして、行政のほうとしてはルールに基づき、また当初の理念に基づいて、またその

住民の声も、その中で最大限に生かしながらということかと思えます。

この住民の声を踏まえた上で、まちづくりの方向性については適宜見直ししながら、段階的に進めるというふうなお話でございましたけれども、この方向性を見いだすための検討を今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） まちづくりの方向性を見いだすための検討についてであります。地権者であります東京都との協議などを行いながら、具体的な手法やプロセスにつきまして、今後検討してまいります。以上であります。

○15番（佐竹康彦君） ぜひ住民の声をしっかりと幅広く、広く集めていただきながらですね、その思いを市としては、東京都さんどうするんですかということではなく、受け身ではなくて、東大和市はこう思ってるんだ、東大和の住民はこう思ってるんだということをですね、東京都との協議の中でぶつけながら、具体的な形とっていただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、東大和市駅周辺の活性化について進めさせていただきます。御答弁では、東大和市駅周辺整備計画調査や東大和市商業ビジョン等の計画を参考に、南街地区都市総合再開発促進計画を策定し、市民会館建設等を進めるなどというふうなお話を伺いました。当時を知る方にお話を伺いますと、平成の初めの頃の計画では、駅周辺を大胆に開発し、まちのにぎわいを創出する計画であったが、達成できなかったというふうなお話を頂戴しました。

できたことはいいんですけども、具体的にどのような計画がなされ、どのような理由で、それが実現できなかったのか、その詳細について教えていただきたいと思えます。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 具体的な計画の内容としましては、地区整備の基本方針を設定し、先行整備検討地区として、市民ホール周辺及び駅前と都市計画道路3・4・26号沿道地区の2地区を抽出し、それぞれの地区の整備イメージが示されたものなどとなっております。

計画の実現につきましては、その後の社会経済情勢などの変化により、実現に至らなかったものと認識しております。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） 当時ですから、バブルの崩壊があって、そのあとずっと景気が低迷すると。様々な状況があったために、実現に至らなかったものだというふうに認識させていただきました。ただ、この計画が実現しなかったことが、大変惜しいなというふうな思いを持っておられる方も、まだまだ市内にはいらっしゃいます。

また、そういった方々がですね、他市の中心市街地の発展を見るにつけ、どうしてあのときにやれなかったんだと、東大和市、もっともっと発展できるのにというふうな思いを持っておられるのも事実でございます。

この近隣他市の中心市街地の件では、御答弁でもございましたように、立川市等の近隣他市の中心市街地、以前からの計画をもとに、大きくにぎわいのある拠点形成が進められておまして、一定の成果が上げられているというふうに認識をしております。市として、このような他市の事例から、どのような点を参考にすべきと考えておられるのか伺います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 近隣市の事例から参考とすべき点としましては、各地区における都市基盤の整備と合わせた商業などの都市機能の集積の手法などがあると考えております。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君）　そうですね。都市機能の集積というのは、非常に重要な点であるというふうに思います。特に商業施設、また娯楽施設等ですね、この中心市街地に集めてにぎわいを創出するというのも、大変大きなまちの活性化に関しては、すごく大きなインパクトのあるものになっていくというふうに思いますので、他市のすぐれた事例を参考にしながら、また他市の失敗した事例も合わせて、何が失敗したのかということ、これ同じ轍、踏まないようにですね、ぜひとも様々な事例を広く研究していただければなというふうに思います。また、御答弁では、東京都が令和3年、これ3年3月ですかね、策定しました多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容が紹介をされました。その詳細について、改めて伺いたいと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君）　多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から、都市計画の基本的な方針を定めるものであります。

当該計画においては、土地の高度利用に関する方針として、中核的な拠点や地域の拠点、生活の中心地などの駅周辺の業務、商業地においては、土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の充実を図るため、周辺との調和に配慮しながら、計画的な高度利用を促進することなどとされており、特色ある地域の将来像が各都市計画区域ごとに示されております。

その中で、東大和市駅周辺につきましては、駅周辺では商業・業務系施設の立地を誘導し、市の玄関にふさわしいにぎわいのある生活の中心地を形成することとされております。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君）　ありがとうございます。

この計画には、玉川上水の部分も載ってたりするんですけど、東大和市駅周辺につきましては、東京都としてもやはり商業・業務系施設の立地を誘致する。市の玄関にふさわしい、にぎわいのある生活の中心地を形成するというふうに、東京都としても考えていらっしゃるということで、先ほど申しあげました所有地のある向原地区、これは駅の周辺にも当たるところかと思っておりますので、ぜひともそういったところとリンクしながらですね、市民の方に喜んでいただける、また東京都としてもしっかりと、こういった考え方に即したようなにぎわいの創出、ぜひお進めいただけるようにですね、市としても御尽力いただければと思います。

また、市は第五次基本計画（案）で、駅周辺を拠点とした都市機能の集積を図って、にぎわいのあるまちづくりを進めるというふうに記載されてございます。東京都の方針も加味しまして、東大和市駅周辺のあるべき姿について、どのようににぎわいを創出すべきと考えるか、改めて詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○都市建設部長（田辺康弘君）　第五次基本計画（案）及び多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針におけます位置づけなどを鑑みますと、東大和市駅周辺につきましては、商業などの機能が集積した市の玄関にふさわしいにぎわいを創出していくまちづくりを進めていく必要があると認識しております。

詳細な地域の将来像等につきましては、都市基盤整備と都市機能の集積の手法などとあわせまして、地域の実情に応じた検討を具体的に進めていく中で、明らかになっていくものと認識しております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君）　この地域の実情に応じた、具体的な検討ということでございますので、この駅周辺の新たな発展のためにも、この駅周辺のにぎわいの創出につきましては、地域住民はもとより、市内で事業を行っておられる方々、またまちづくりに関わっていただける市民など、幅の広い意見を集約する、そういった場を設ける必要があると思っておりますけれども、この点に関しまして市の御認識を伺いたいと思っております。

○都市計画課長（稲毛秀憲君）　東大和市駅周辺のまちづくりの検討に当たっては、関係法令及び東大和市街づ

くり条例の趣旨を鑑み、地域の皆様の御意見を伺いながら検討を進めていく必要があると考えております。その手法やプロセスについては、今後検討してまいります。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） 先ほど向原団地地区の創出用地Bについてと、またこの駅周辺でも地域住民の意見ということで、私、言わせていただきます。お手間かとは思いますが、何よりもこの実際、住む方々、暮らす方々、仕事する方々の御意見をですね、ぜひともこのまちづくりに色濃く反映していただけるようなお取組、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、③新しい働き方の推進について伺います。御答弁では、協同組合の在り方と多様な働き方を促進との御認識を伺いました。そこで、この労働者協同組合法によります協同組合の事業内容には、どのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 協同組合の事業についてでございますが、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものと規定されております。例えといたしましては、後継者不足に悩む農業者や地場産業などの事業継承を協働で解決するであるとか、利潤追求にそぐわない公的分野の委託事業は、非営利法人となる協同組合とマッチングしやすいのではないかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この同法の設立に関しまして、私ども公明党の国会議員もですね、大変力を入れて取り組ませていただきました。これ新しい時代の新しい働き方の1つだという認識のもとにですね、ぜひともこの法の趣旨に基づいた形で、多くの方々が新たな働き方について取り組んでいただければというふうにも思っております。この協同組合の在り方からいたしますと、地域課題の解決に向けた事業展開が望める可能性があるということでございますが、自治体としてこうした協同組合事業を推進するメリットは、どのようなものと認識しておられるのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 協同組合事業を推進するメリットでございますが、多様な就労の機会の創出が促進されることにより、仕事と生活の調和を図りながら、意欲と能力に応じた働き方ができることや、地域における多様な課題に応じた事業が行われることに期待が持てる点であると捉えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 仕事と生活の調和、また地域の多様な課題に応じるということ、非常に大きな点だというふうに思います。

地元住民のシニア世代や、地元で働きたい若い世代が、この仕組みを活用して事業をしていけるように、自治体として後押しすることは、シニアが活躍するまち、子育てしやすいまちを目指す市としては、有効な手段となるというふうには私は考えるんですけども、市の御認識はいかがでございますでしょうか。

○市民部長（田村美砂君） 労働者協同組合は、労働を自分たちでコントロールできるといった特徴もあるようでございますので、今議員がおっしゃいました、シニア世代や、子育て世代の方々においては、多様な働き方による就労機会の創出が期待できる、この労働者協同組合の仕組みは、大変有効なものであると、そのように認識しております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 市として有効な取組、仕組みが有効なものであるという、認識しているというふうな御答弁いただきました。ありがとうございます。私もそういうふうには思っております。

今後の情報収集と関係機関等への周知を図り研究するといった御答弁いただきました。他の自治体、例えばちょっと遠いですが、京丹後市では、このことに関しまして市民向けの労協法研修会、こういったものを開催されまして、市民への啓発活動を進めておられるようでございます。情報収集等の動きに加えまして、私といたしましては、この就業の選択肢として、市民の理解が進む事業を行ってほしいというふうに考えてございます。市の御見解を伺います。

○市民部長（田村美砂君） 労働者協同組合法に関する研修会への取組でございますけれども、全国の幾つかの自治体におきまして、地域貢献や地域課題の解決を目指す事業に適した新しい法人格として、労働者協同組合の仕組みに期待をした、そのような研修を開いているということを認識しております。

それから御紹介いただきました、京丹後市のように、新たな働き方の可能性について、学びの場を設けているような、そのようなところ、こちらのほうでも確認をさせていただきました。当市といたしましても、こうした他の自治体における取組も参考にさせていただきながら、効果的な事業の在り方について、今後研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 市長は常々、市民協働というお考えを述べておられますけれども、これはボランティア等ではなくて、きちんと仕事として、事業としての新たな市民協働の在り方の一つという側面もあるのかなというふうに考えます。ぜひとも、市としても積極的なお取組を、今後ともよろしく願っていたいと思います。

続きまして、④の様々な課題の解決に向けたまちづくりについてでございます。

1番目のアの火葬場の建設に関しましては、これまで一般質問でも取り上げてまいりました。そのときにも今回同様の御答弁をいただきました。状況は理解をさせていただいてるつもりでございます。しかしながら、私どもの会派にもですね、市民の方々から建設を望む声が度々寄せられておるところでございます。

そこで改めまして、自治体として自前の火葬場を持つメリットはどのようなものがあるのかということと、また、今後のまちづくりの検討項目の一つに加える考えがあるのかどうか、この点について伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 自治体が自前で火葬場を持つメリットでございます。他市の事例によりますと、火葬費用が無料であったり、安価になること、また区域外の利用者に優先して利用できることなどが挙げられます。

また、火葬場を確保する方法といたしましては、現在、市内に適地を探すことが難しい中、他地域で火葬場を既に設置している一部事務組合への加入する方法ですとか、また火葬場がない、市同士により新たな組合を形成しまして、新しい施設を建設する方法が考えられます。ただ、いずれも多額の財政負担が見込まれるところでございます。

短期間での解決がなかなか難しい状況でございますが、行政課題として意識しながらですね、引き続き情報収集や調査研究に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 今定例会におきましても、他の議員からも、将来の公共施設の在り方、財政が困難になる状況の中でというようなお話、度々ありながらこの話をするのも、大変心苦しいところあるんですけども、私としましては検討、困難なために選択肢に加えないということではなくて、課題解決のための手段の一つとして、せめて選択肢から排除しないということを望みたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして、複合施設につきまして伺います。これまで常任委員会や、また私ども公明党派で、各市の新たな複合施設を視察させていただきまして、従来の行政課題の解決に向けた、この複合施設の設置、これを通して市民に歓迎されている例、こういったものを幾つも事例、見てまいりました。先日も会派で昭島市のアキシマエンスを視察させていただきました。

小学校統合に伴う複合施設の設置が、スペースや機能集約に大きな貢献をして、行政課題の解決に向けた前進がなされた、こういった事例も学んでまいりました。また、以前の一般質問でも、生涯学習センターや、図書館、文化会館など、複合した神奈川県大和市のシリウスの事例も取り上げさせていただきました。先ほどの担当課の御答弁でも、視察に行かれたというようなお話も頂戴したところでございます。確かに大変いい例だなというふうに思っております。こうした各市の自治体で展開されているように、新たな複合施設の建設は、1か所に機能を集約させて効率化を図ることができ、また今まで場所がなくて進捗が遅れた事業を進めることができる。新たな市の魅力を創出して、住民の行政サービスに対する評価が高くなる、こういった面が期待できるというふうに考えております。

御答弁でも、公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、公共施設建て替えの際に検討するとの御見解をいただきました。私としても縮減だけではなく、こうした複合施設の建設の検討は積極的に進めるべきであるというふうに考えてございます。改めて、市の見解を詳しく伺いたいと思います。

あわせて、例えば施設の建て替えだけではなく、先ほど申しました向原団地地区のような創出用地での設置について、どのような御認識を持っておられるのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 複合施設の建設につきましては、公共施設再編計画におきまして、建築系の公共施設の再編の基本方針といたしまして、中核となる建築系の公共施設の配置、機能及び規模を地域の特性に応じて検討し、周辺の建築系の公共施設の統合を行うとしています。

また、市の建築系の公共施設の中でも、相対的に規模が大きい小・中学校は、建築系の公共施設の中でも、特に老朽化が顕著なことから、最優先で更新の検討を行うこととしています。その際、小・中学校以外の建築系の公共施設を統合することについて、検討していくことになっておりますので、小・中学校の更新を検討する時期に、周辺の建築系の公共施設を統合する検討を行ってまいりたいと考えております。そのほか、公共施設再編計画におきましては、将来、市役所庁舎の建て替え等も予定しており、市役所庁舎敷地におけます施設の複合化についても、検討してまいりたいと考えております。

複合施設の検討に際しましては、施設の敷地の高度利用、施設の利便性の向上、複数の施設を統合することによりライフサイクルコストの改善、施設整備の規模によりましては、民間参入による公民連携などについて、検討してまいりたいと考えております。また、議員御指摘の複合施設の都有地への設置については、つきましては土地使用許可の取得の可否のほか、土地使用料や、使用期間などの課題が考えられますことから、現時点では検討しておりません。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも今後の取組の中で、積極的な、前向きなお取組、御答弁のようにぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、高齢者福祉施設の充足に関しまして伺います。市としても課題として、認識しておられるというふうに思います。住み慣れた地域、住み慣れた住居での介護の充実を、地域包括ケアシステムでお進めいただいておりますけれども、それでもなお一時利用にしても、入居にしても、施設のさらなる充実を望む声

ほど壇上でも申し上げましたとおり、介護しておられる家族側、ケアラーの方から聞かれることが間々ございます。こうした声に市として、どのように応えていこうと考えておられるのか。御答弁では、介護保険事業計画を踏まえて、御答弁いただきましたけれども、もう少し詳細に伺わせていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 令和3年における市の高齢化率は約27%でありますけれども、令和7年、これは2025年でございますが、その段階では28%、それから高齢化、高齢者数がピークを迎える令和22年、これは2040年でございますが、この段階になりますと35%近くに上昇することが見込まれております。後期高齢者の数も増加いたしますので、これに応じまして、特別養護老人ホームの需要も高まるものと考えております。

一方ですね、サービス付き高齢者向け住宅ですとか、あるいは有料老人ホーム、こういったものの建設が全国で進んでおりまして、市内におきましても、令和3年度だけで3棟、新たに供用開始ということでございます。これらの施設におきましては、要介護5になりましても、居住が可能ということでございまして、特別養護老人ホームの代替機能を発揮しているものというものでございます。

第8期介護保険事業計画に記載いたしました、今後の高齢化とともにですね、こうした民間施設の整備状況も踏まえながら、特別養護老人ホームについて検討を進めていく考えでございます。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

令和3年度において、3棟のこのいわゆるサ高住ですとか、有料老人ホームの建設が進められているということで、本当に時代の流れが早いなというか、私どものほうとしても、特別養護老人ホームのお声もいただきながら、しかしながら民間のほうで、こういった形でどんどんどんどん進んでいくということ。非常に市としても、こういった時代の状況、的確に捉えながらですね、柔軟に御対応いただいていたほしいなというふうに思っております。

今後の介護需要のニーズに即しましてですね、小規模多機能型居宅介護施設ですとか、また医療の面で有効な看護小規模多機能型居宅介護施設などのさらなる充足も重要であるというふうに私考えておりますけれども、この点についての御認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 小規模多機能型居宅介護事業所は、通いを中心に、訪問、泊まりの機能を備えた事業所でございます。同一のスタッフが様々なサービスを提供できるという利点がございます。このためですね、特に認知症高齢者にとりましては、安心して連続性のあるサービスを受けることができるものでございますので、この認知症高齢者の増加とともにですね、重要性を増すものというふうに認識しております。

またですね、看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、先ほど御説明いたしました小規模多機能型居宅介護事業所にですね、訪問看護の機能を追加したものでございます。医療機関における病床の機能分化と介護保険との連携が進みますと、居宅において生活を続ける医療的ニーズのある中重度の高齢者、こういった高齢者がですね、増加することが見込まれます。これを受けまして、看護小規模多機能型居宅介護事業所の需要も高まるものと認識しております。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） そうした需要の高まりも踏まえてですね、ぜひとも市としてもこういった2つの事業所、2つのタイプの事業所につきましてはですね、積極的な市内での展開のお取組、後押し、こういったものを、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

様々な施設を、1つでも2つでも充実させることが、介護されている御家族の方の安心、または具体的には

休息につながるものだというふうに思いますし、高齢者の方、御本人はもとより、ケアラーの方のクオリティ・オブ・ライフの向上にもつながるものというふうに考えておりますので、ぜひとも積極的なお取組をお願いしたいと思います。

続きまして、子育て世代の住居等のことについて伺いたいと思います。

御答弁では、子育て世代の定住促進による定住人口の増加を目指すことと、学生や独身、社会人については永続的な定住へは不確定要素が多いので検討はしないというふうなお話をいただきました。定住人口の増加につきましても、子育て世代をターゲットにすることは重要な視点でありまして、賛成できる場所でもありますけれども、さらにその下の世代に居住地として選んでもらえるような動機づけをする必要もあるのではないかとこのように私は考えます。若い世代の定住を促すような住宅政策について、家賃補助や学生の呼び込みなどについて、改めて市の御見解を伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 定住促進のための住宅政策につきましては、東大和市第五次基本計画（案）において、子育て世代などが定住しやすい居住の仕組みづくりを検討することとしており、学生や独身社会人等への家賃補助や呼び込みについて検討していく考えはございませんが、多くの人が住みたい、住み続けたいと思えるような住環境の維持、整備を図ることで、若い世代に対する将来的な定住促進にも、一定程度寄与するものと考えられるところであります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく申し上げます。他の自治体では、積極的に学生を呼び込むような、そういった施策を打っているところもございますので、様々、幅広く研究していただければなというふうに思います。

また、子育て世代の定住促進という観点からいたしますと、市として今後も大規模集合住宅の建設ですとか、また新築戸建て住宅の開発、これを積極的に進めていくような考えがあるのかどうか。市内では、これまで農地として利用されてきた土地に、新築住宅が建設されている事例も多く散見されておるところでございますけれども、この点に関する対応も含めて御見解を伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 大規模集合住宅の建設や、良質な戸建て住宅の供給促進につきましては、東大和市第五次基本計画（案）で掲げる駅周辺などの拠点における都市機能や居住機能の集積や、住みたい、住み続けたいと思える住環境の維持・整備などの方向性に基づき、地域特性を踏まえた各地域のまちづくりの検討を進めていく上での選択肢の一つになるものと認識しております。

また、住宅都市としての魅力向上のためには、市街地に点在する生産緑地の保全などによる良好な住環境の形成も重要であることから、これらの取組を合わせて実施していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 居住機能の集積と、また生産緑地の保全、なかなかうまく具合に、両方とも進められると。なかなかこのバランスとるのも難しいと思うんですけども、両方ですね、いいバランスの具合で進めていただけるように、私ども研究、また検討を進めていただければと思います。また、御答弁いただいた点以外で、若い世代に対する住宅政策の方向性をどのように考えておられるのか。この質問の取りまとめとして簡潔で結構なので、ハードの面とソフトの面、この2点について伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） ハード面では、若い世代の居住が想定されるワンルーム形式住戸について、20戸以上を有する集合住宅を建築する場合には、戸数の20%以上をファミリー形式住戸とするよう、街づくり

条例に基づく開発事業基準を定めており、ワンルーム形式住戸の供給に比べて、ファミリー世帯向けの住戸の供給の誘導を図っております。またソフト面では、子育てに配慮された優良な住宅を東京都が認定する、東京都子育て支援住宅認定制度の情報提供などを行っております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） やはり東大和としてはファミリー世代、子育て世代にということで、強力に力を入れておられることを改めて認識をさせていただきました。ぜひ、その世代を中心に、まずはその周辺の方々も住みたいと思っただけのようなまちづくり、ぜひ今後ともお取組いただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） それでは、午前中に引き続きまして再質問をさせていただきます。

⑤番、都市マスタープランの改定について再質問をさせていただきます。

御答弁では、東大和市第五次基本計画（案）では、主要課題と施策展開の方向の位置づけを述べられました。都市マスタープラン改定の検討において、基本計画を踏まえるといった内容でございました。御答弁を踏まえつつ、改めて新たな都市マスタープラン改定において検討すべき、新たな課題にはどのようなものがあるのか、市の御認識伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 駅周辺などにおける都市機能の集積したにぎわいのある魅力的な拠点形成や、水や緑を感じることができるまちの魅力を生かした住環境の維持・整備などがあるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） その駅周辺のにぎわいや、住宅都市としての魅力向上に資する住環境の維持・整備を重点的に検討を進めるといった——進める必要があるといったことでございました。

この必要があるということにつきましては、第五次基本計画の方向性に即して、必要性が高いとの認識であると理解しておるわけですが、それでよろしいのかどうか、その理由、詳細について伺いたしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 東大和市第五次基本計画（案）における重要施策の一つである、都市の価値を高めていく上で、にぎわいのある魅力的な拠点形成と、拠点の後背地である住宅市街地の魅力向上を合わせて図ることで、少子高齢化と人口減少の進展などの諸課題に効果的に対応できると考えているところであります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 今御答弁いただきましたとおり、またこれまで午前中も質問させていただきましたけれども、市の認識とですね、市民の思いも、やはり共通するのが大きくあるというふうに思います。やはり魅力あるまちづくり、拠点づくりとですね、住みやすい住環境、この点につきまして、今後ともぜひ都市マスタープランの策定におきまして、この市民の声を聞きながらですね、よりよい、都市マスタープラン、よりよい

というか、今のが悪いみたいない方ですけど、そうではなくて、新たなですね、都市マスタープラン、ぜひとも策定にお力を入れていただければと思います。

この質問の全体的なまとめといたしまして、今後のまちづくりの方向性に関して、とるべき選択肢も含め、現段階でどのように捉えておられるのか、市長の御見解を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今、御質問者がおっしゃられたように少子高齢化、それから人口減少ということですね、これらの状況の進展具合、そして近隣市の中心市街地の状況等を鑑みますと、地域間の競争ということが、これからますます激しくなっていくのではないかなと、そのように認識しているところです。そういう中であってもですね、将来にわたり、まちの魅力を維持し、東大和市第三次の基本構想で定める、水と緑、笑顔が輝くまちという将来都市像実現のために、東大和市の都市マスタープランの改定を契機として、都市の価値を高めるまちづくりを進めていくことが極めて重要であると、そのように認識しているところです。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも市長が、強力なリーダーシップを発揮していただきまして、市民の方々と、そしてまた行政の力と結集してですね、新たなまちづくり、力強く進めていただくことを要望させていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、学校教育の取組についてお伺いをさせていただきます。

まず学力向上の取組等につきまして、国語におきましては第七小学校、外国語では第八小学校の事例を御紹介いただきました。全体的なお取組として、国語の授業、学習における読解力、表現力に関する取組がどのようなものなのか、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 国語の授業、学習における読解力、表現力に関する取組についてであります。学習指導要領において、国語における学習内容の改善、充実のポイントとして、授業改善のための言語活動の創意工夫が挙げられております。国語の授業におきましても、全体的なお取組として、当市で作成しております1単位時間の授業展開例を踏まえた授業改善が行われております。ペアやグループ協議による対話や交流をもとに、学級全体で学びを共有することで、自分の考えや根拠が増えたり変わったりしたことを、児童・生徒が実感できるような指導を行うなど、各学校において児童・生徒の実態に応じた工夫がなされております。以上です。

○15番（佐竹康彦君） 積極的な様々な、お取組をしていただいているというふうに認識いたしました。私が子供の時代の国語の授業に比べてもですね、随分バラエティーのある取組かなというふうに思います。

続きまして外国語につきましては、小学校で必修化となった学年での具体的な取組、また英語に対する抵抗感、壁を低くするような取組、どのようなことをされておられるのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 小学校で必修化されました第5、第6学年の外国語の授業におきましては、話すこと、聞くことに重点を置き、ALTを活用した指導や、ICTを活用した指導の充実を図っております。

また、英語に対する抵抗感や壁を低くする取組としましては、第3、第4学年の外国語活動において、児童・生徒が英語に慣れ親しむことができるよう、歌や動作化、ゲームなどを取り入れた学習活動を工夫しております。

また、身の回りのものを英語で表した掲示物を教室や校舎内に掲示するなど、学習環境を工夫している学校も多くございます。

また、5、6年生の外国語の授業におきましては、人前で話すことに苦手意識を持つ児童がいることを踏まえ、タブレット端末の録音機能を活用して、自分の声を自分だけで確認し、自信を持つことができるような取

組を行っている学校もございます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

特に英語に対する抵抗感をなくすというところが、非常に重要だと思っております、アルファベットを見ただけで嫌になるというようなですね、そういった、この学習を進めていく上で、やっぱり難しいとか、抵抗感があるというふうに出てくるとですね、やはりこれからの時代、様々な、AI等あってですね、これまでのような学習と、在り方また、外国語に接する方とは違うような時代になるかもしれませんけれども、やはり基本的には自分で読んで、自分で話せてというような力が今後必要になるかと思っておりますので、ぜひともその抵抗感をなくす、また低くするようなお取組、ぜひとも御尽力いただければと思います。

この情報化社会で、日本語だけで情報を入手するだけでなく、やはり世界的な公用語になりつつあります実質的になっていきます英語で、個人でも情報を取れるような、そういった力のあるですね、その能力を子供たちが身につけられるように、ぜひ御努力いただきたいと思っております。

中学校におきましては、外国語を読む、書く、話す力の向上への取組と、また高校受験への対策としてどのような点に力を入れておられるのか伺いたいと思っております。また、こうした言語教育での優れた研究・実践の成果の横展開につきまして、再度確認させていただきたいと思っております。

○学校教育部副参事（富田和己君） まず、中学校における外国語の読む、書く、話す力の向上への取組についてであります、中学校では、令和3年度から新学習指導要領が施行され、指導の改善・充実のために、学習した語彙や表現などを異なる場面の中で繰り返し活用することによって、生徒が自分の考えなどを表現する力を高めることなどが示されております。

当市の中学校におきましても、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの指導の中で、繰り返し学習できるよう、指導計画を工夫しております。

なお、新学習指導要領では、話すことにつきましては、話すことのやり取りと、話すことの発表となったことで、外国語の活動が全部で5つの領域となりました。各学校におきましては、これら5つの領域を効果的に関連づける言語活動を工夫し、インタビュー形式の活動や、タブレット端末を活用した即興性のある活動を行っている事例がございます。

次に、高校受験への対策といたしましては、第3学年においてさきに述べた5領域の繰り返しの指導や試験問題を見通して長文読解を取り入れている学校がございます。また、言語教育での優れた研究、実践の成果の横展開につきましては、市長、教育長答弁でもお伝えいたしました、市内の小・中学校教員による、教科研究部会において、情報共有や授業研究が行われております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

この全ての教科の基本となる、この言語能力の向上に向けてですね、さらなる力強い取組をお願いしたいと思います。また、ここでもGIGAスクールの役割、非常に大きくなってるといふふうに変更して感じさせていただきました。

続きまして、読書活動でございます。読書活動では第六小学校の事例を御紹介いただきました。学校図書館活用推進委員会での横展開を図っておられるというふうに承りました。ぜひ、引き続きお取組をいただきたいというふうに思います。

併せまして教育委員会として、読書活動におけます、学校図書館の利活用の在り方、また読書推進の目標設定、読書量が学力向上に与える効果についてどのような見解を持っておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 学校図書館の利活用の在り方についてであります。市において配置している学校図書館指導員を活用した読書活動、読書指導を工夫するとともに、タブレット端末の活用を効果的に組み合わせ、情報センター、学習センターとしての機能の一層の充実を図ることが期待できると考えております。

次に、読書推進の目標設定としましては、第二次東大和市学校教育振興基本計画に示すとおり、引き続き、未読書率の減少を目指してまいります。

また、読書量が学力向上に与える効果としましては、特に読む力における効果が期待できると認識しております。

令和3年度の全国学力・学習状況調査における国語科の調査結果におきましても、市全体の傾向として、読むことに関する力は全国平均とほぼ同等の結果となっております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

この読書活動の点につきましては、慶應義塾大学の中室牧子教授がですね、文科省の報告書におけます、親の年収や学歴が低くても、学力が高い児童の特徴は、家庭で読書や読み聞かせの習慣があることというふうな指摘をされていることを踏まえまして、読書をしているから子供の学力が高いという因果関係ではなくて、あくまで学力が高い子供が読書をしている。相関関係にすぎない可能性があるというふうなこともおっしゃっておられますけれども、しかしながら子供の国語の成績を上げる因果効果は持つと言っているというふうな評価をされてます。

今の御答弁いただきましたとおり、読むことという形で、やはりその国語の成績を上げる、学力を上げる部分で、非常に大きな効果があるのではないかなというふうに私も思っておりますし、また同様のレポートの中で、単に本や読書用の教材などを学校に増やただけでは子供の学力向上には結びつかず、そうした本や教材を子供が1人でもうまく活用できるよう手助けをしてくれる大人や先生が必要である。こういう観点から、やはり学校図書館のさらに充実した運営もですね、求められているんじゃないかというふうに思います。

今も御答弁で、情報センター、学習センターとしての機能の一層の充実というお話もいただきましたので、ぜひこの点につきましても取組を、お力を入れていただければというふうに思います。何よりも学力向上もそうなんですけれども、読書ということにつきましては、やはり知育・体育・徳育という分野では、特に徳育、人格形成の上に大変大きな影響を与える活動だというふうに思っております。学力以上に、人間としての総合力を上げていく。そういった力を育む取組の部分もあるというふうに思いますので、ぜひともこの点につきましても、着目しながらお取組いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、アクティブ・ラーニングについて伺います。

アクティブ・ラーニングでは、第五中学校での具体的なお取組を御紹介いただきまして、教育委員会を軸に市内小・中学校全教員に向けた横展開をされておられると、非常に頼もしい現状を伺いました。国全体の指導性として、積極的にこうした手法を取り入れてくるようになってきておりますけれども、着実なお取組をしていただいているというふうに確認をさせていただきました。

改めて、このアクティブ・ラーニングで向上する学力とはどのようなものなのか、それが児童・生徒の学力全体にどのような好影響を与えるものなのか、また今後の進展の方向性をどのようにお考えか伺いたと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** アクティブ・ラーニングにつきましては、平成29年告示の学習指導要領における改訂の経緯の中で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の視点として示されております。これまでに行われてきた学習活動の質をより高めるため、主体的・対話的で深い学びの視点から事業を見直すことで、それぞれの教科で必要とされる力が身につくとともに、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力につながるものと捉えております。

今後につきましても、1単位時間の授業展開例をもとに、市内小・中学校において、主体的・対話的で深い学びを通じた授業改善の推進を図ってまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

続きまして、プログラミング教育について伺います。特に必修化されました小学校でのお取組の中で、第二小学校の東京都の推進校事業による研究成果とその全市的な展開について御答弁いただきました。ありがとうございます。

教員の方々にとっても、また児童にとっても新しい挑戦でありますけれども、先ほどのアクティブ・ラーニング同様、着実なお取組をしていただいているものというふうの確認をさせていただきました。

先ほどと同様に、このプログラミング教育を進めることで、論理的思考力が醸成されるものと受け止めておりますけれども、それが児童・生徒の学力全体にどのような好影響を与えるものなのか、また今後の進展の方向性について、どのようにお考えなのか伺いたと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** プログラミング教育につきましては、児童・生徒にプログラミング的思考を育むことが狙いとなります。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいか。記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力であります。

児童・生徒が試行錯誤を繰り返しながら、プログラミング的思考を育んでいくことは、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながり、児童・生徒の学力向上に資するものであると認識しております。

今後につきましては、各学校において年間指導計画に基づいた取組を確実に実施することにより、児童・生徒のプログラミング的思考を育んでまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。新しい取組で、現場もなかなか、まだまだ慣れるのに時間かかる部分もあるかもしれませんが、ぜひとも力強い取組をお願いいたします。

続きまして、各種検定試験につきましても、多くの学校で積極的なお取組をされておられました。特に第五小学校での実践例を御紹介いただきました。自分たちが授業でどのような力をつけたのか、検定試験のような通常の学校での学び以外で、自分の実力を試す機会を児童・生徒に与えることは、学習への意欲を強める契機になると思います。

改めまして、教育委員会として、検定試験のような学校外で力を試す機会の活用が学力向上にどのように生

かされるのか、その認識を伺いたいと思います。

また、以前にも一般質問等でお伺いいたしましたが、検定試験を受験する児童・生徒への検定料補助を検討すべきではないかというふうに考えます。他自治体の事例も参考に進めるべきと考えますが、現段階での教育委員会のお考えを伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 検定試験のように、学校外で力を試す機会を活用することにより、児童・生徒の学習に対する意欲の喚起につながると認識しております。児童・生徒が意欲的に学習に取り組む意識を育むことにより、学力向上につながるものと認識しております。

検定試験を受験する児童・生徒への検定料補助についてであります。近隣他市におきましては、武蔵村山市において、中学校第3学年の英語検定の検定料を補助していると聞いております。

各種検定試験への参加に当たっては、保護者の費用負担が課題の1つであると考えられることから、検定料補助については、負担軽減という観点からのメリットがございますが、個人の資格取得の補助に関する財政負担の在り方など、整理すべき課題も多いものと考えております。

検定料補助について、現段階では実施する予定はございませんが、学力向上の方策について、検定試験の活用も含めて多角的に吟味し、さらなる学力向上の取組を進めてまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** 個人の資格取得の補助に関する財政負担の在り方と、非常に難しい観点かと思っておりますけれども、やはり子供たちの将来につながる取組かと思っておりますので、ぜひとも前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、理数教育について伺います。理数教育での少人数の取組について現状を伺いました。その上で、まず算数・数学について、全体的な底上げにどのように取り組んで、どのような成果を上げたのか伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 算数・数学における全体的な底上げへの取組についてであります。児童・生徒の習熟の程度に応じた少人数学習指導や、タブレット端末に搭載されているデジタル教材の活用などについて取り組んでおります。

このような取組により、令和3年度の全国学力・学習状況調査における中学校数学が、全国平均とほぼ同等の結果となるなど、一定の学力向上につながっているものと認識しております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

ここでもGIGAスクールの力が発揮されてるなというふうに確認させていただきました。また、中学校、数学で全国平均とほぼ同等の結果ということで、非常に大きな前進を見られてるというふうに確認をさせていただきました。

続きまして、算数・数学につきまして、少数ではあると思っておりますけれども、より難易度の高い課題に挑戦したい児童・生徒はいるというふうに思います。そうした子供たちに対して積極的に、そのような課題に取り組ませてあげるべきだというふうに考えますけれども、この点についての御見解を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** より難易度の高い課題に挑戦したい児童・生徒への対応についてであります。習熟度別指導の中で、通常の学習内容を習得した後に、難易度の高い問題を提示する場合がございます。

今後につきましては、個々の習熟の程度に応じ、タブレット端末を活用して、デジタル教材や課題を提示するなどの取組を行うことができるものと認識しております。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) ありがとうございます。

そうした個々の力に応じたですね、様々なお取組、現場の先生は大変かもしれませんが、やはり子供たち一人一人の実力に即した形でですね、さらにその力を伸ばしてあげられるような、そういったお取組、ぜひとも、今後とも、大変だと思いますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、中学校の数学の学習における高校受験対策はどのようにされておられるのか伺いたいと思います。

○学校教育部副参事(富田和己君) 中学校の数学における高校受験対策についてであります、各学校における対策に加え、東京都から指定を受けたスタディ・アシスト事業を実施しております。

本事業は、中学校第3学年を対象とし、進学を目的として、学習塾等の外部人材を活用した、休日等の学習支援を行うものであります。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) 特にこの数学については、苦手意識を持つお子様もいらっしゃる。多くいらっしゃるかと。特に中学校の数学は、小学校に比べては格段に難しくなりますので、こういった受験に向けた対策も、ぜひとも引き続きお取組いただきたいと思います。

続きまして、理科におきましては、少人数グループでの実験やタブレットの活用などで興味関心を持たせる、そういった取組をされているというふうに伺いました。その実験、観察に興味を持って取り組めるようにする工夫の詳細と、実験、観察のデータから、自らどのような情報を酌み取ることができるようにするか、その力を養うことが重要であるというふうに考えます。その方法論をどのように学ばせているのか伺います。

○学校教育部副参事(富田和己君) 実験や観察に興味を持って取り組むための工夫の詳細についてであります、例えば実験のグループ構成を少人数にすることにより、一人一人が実験器具を扱う機会を増やす工夫をしております。また、自身が育てている植物を、タブレット端末のカメラ機能で定期的に撮影、保存することにより、植物の成長の過程を写真で振り返ることができるという工夫をしております。

実験や観察のデータから情報を読み取る、酌み取る方法の学ばせ方としましては、実験や観察をした結果を、図や表、グラフなどを用いて整理し、比較するなどして考えたり、説明したりする活動をより多く行うことにより、情報を取捨選択し、収集していく力を高めていく取組を行っております。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) 客観的な観察と実験、そしてそのデータをどう処理していくのかということは、社会に出て、あらゆる分野で非常に使うことのできる力だというふうに思いますので、ぜひとも重ねてお取組をお願いしたいのと、あわせて自然科学におきましては、身近な自然界での事象の観察が大事でありますけれども、市では郷土博物館と連携して、自然観察の取組をこれまでもしてきていただいているというふうに思います。コロナ禍で思うような取組ができなかったかもしれませんが、これは継続して着実に取り組んでいってほしいと思います。この2年間の取組がどのようなものであったのか、また今後の在り方について伺います。

○学校教育部副参事(富田和己君) 郷土博物館と連携した自然観察の取組についてであります、コロナ禍においても、十分な感染症対策を行った上で、郷土博物館職員による出前授業を実施してまいりました。

また、緊急事態宣言期間中においては、校外学習は実施しないこととしておりましたが、緊急事態宣言解除

後におきましては、これまでと同様に、博物館での自然観察や体験学習を実施しております。

今後の取組についてであります。児童・生徒が直接的に体験する学習の価値を踏まえ、引き続き郷土博物館と連携した取組を進めてまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） やはり座学よりも、実際に自分が体を動かして体験すること、非常に大きな経験だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、理数教育と親和性が高いと思われるICT機器の活用や、プログラミング教育との相乗効果を高める取組につきまして、中学校数学科での統計的学習での活用、また小学校理科でのプログラミング的思考に即した学習の取組を伺いました。これまでの方法にプラスアルファすることで、相乗効果が期待できる道具や方法等については、今後も積極的に研究、調査を行いながら、現場での活用に反映していただきたいというふうに念願しております。

別の角度からの話になりますけれども、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育手法と言われるものに、STEAM教育というものがあります。これはSTEM、これはサイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、マセマティクスに加えまして、文科省では芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で、アート、Aというものを定義し、その頭文字を合わせてSTEAMと、S、T、E、A、Mですね、STEAMというふうにしております。

この各教科等での学習を実社会での問題発見、解決に生かしていくための教科等横断的な学習の推進を目指しているようでございます。

プログラミング教育と理数教育の横断的取組も、この一環というふうに考えます。理数科目と他の教科の横断的な取組に象徴されるSTEAM教育に関しまして、市としてどのような認識を持ち、また現場でどのように行われているのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） STEAM教育についてであります。S、T、E、A、Mの各分野が複雑に関係する現代社会を生きる市民として、また新たな価値を創造し、社会のつくり手となる人材として、必要な資質・能力を育成していく上で、STEAM教育は価値のあるものであると認識しております。

学校現場における取組についてであります。STEAM教育は社会に開かれた教育課程の理念のもと、産業界等と連携し、各教科等での学習を実社会での問題発見、解決に生かしていく、高度な内容となるものであることから、高等学校における教科横断的な学習の中に、重点的に取り組むべきものとされております。

小・中学校におきましても、児童・生徒の学習の状況によっては、教科横断的な学習の中で、STEAM教育に取り組むことも考えられ、総合的な学習の時間等において、STEAM教育の目的につながる教科横断的、探究的な学習というものが行われております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 高等学校におけるというようなお話もございました。ただ、そのエッセンスだけでもね、ぜひともこの小・中学校において、お取組いただければなというふうに思います。やはりその科目、科目だけじゃなくて、連携して、連関して物事が進んでいくんだという、こういうふうな体験を小・中学校の教育の中で行っていただくのも、非常に重要な意味のあることだなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

好事例の横展開につきましては、各校への紹介、プロジェクトチーム等での情報共有を進めておられる御答

弁でございました。ぜひ最大の効果が発揮できるように、引き続きお取組をいただきたいというふうに思います。

その上で、今も様々御答弁いただきましたけれども、こうした市教育委員会での推進している教育の取組を、市民、特に子育て世代の保護者の方へしっかりと情報提供していくことが重要ではないかと考えます。中学校の取組は小学校の保護者へ、小学校の取組を市内幼稚園・保育園の保護者へ、しっかりと情報提供し、アピールをしていくことは、進学を控えた保護者に対し、東大和市の教育への安心感と期待を醸成することにつながるものと考えます。

こうしたアピールは、日本一子育てしやすいまちとして必要な取組と考えますけれども、教育委員会としての認識はどのようなものをお持ちでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 市内小・中学校の取組につきましては、各学校のホームページ上で紹介し、情報発信を行っております。

また、教育委員会において、学校行事の開催等を紹介する冊子、「学校へ行こう」を作成し、市内保育園及び幼稚園等に配布をしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により、学校公開を控えていたため、令和2、令和3年度は配布をしておりません。

今後につきましては、進学を控えた保護者の方々に、当市の学校教育の実践が伝わるよう、情報発信の方法を検討してまいります。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

そのすぐれた教育方法、教育の成果をですね、人に属するのではなくて、みんなで情報共有していく、そうしたことが東大和市の教育のさらなる底上げ、また向上へとつながるものと思いますので、ぜひともお取組のほうよろしく願いいたします。

続きまして、図書館を使った調べる学習コンクールにつきまして御答弁いただきました。コロナ禍での難しい状況下で積極的にお取り組みいただき、小学校からの応募作品が増加しているとのことで感謝申し上げたいと思います。御答弁で大枠は理解をさせていただきましたけれども、改めまして全体的な取組の詳細、今年度の内容、特徴などについて詳しく伺えたらと思います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 図書館を使った調べる学習コンクールにつきましては、毎年、市内小・中学校、全校呼びかけを実施しております。

各学校での取組につきましては、学年を決めて全員に取り組みさせている学校や、夏休みの課題として取り組ませている学校、教科の学習の一環として取り組ませている学校など、様々な取組方がございます。

今年度の内容につきましては、環境、福祉、世界の国々、歴史、生物、健康、科学など、幅広い内容となっております。

特徴としましては、オリンピック・パラリンピックから課題を見出した作品、新型コロナウイルス感染症の拡大から課題を見出した作品が見られました。

学校種別では、小学校の部におきましては、自分自身の興味・関心があるものとして、生き物について調べた作品が多く見られました。

中学校の部におきましては、学習の一環として、歴史上の出来事について調べた作品や、SDGsについて

調べた作品が多く見られました。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

東大和市の児童・生徒のですね、関心の幅広い様子を伺うことが出来ました。特に新型コロナウイルス感染症の拡大から課題を見出したというような作品があったということで、非常に大きな問題意識を児童・生徒の方々、小・中学校の児童・生徒の方々も持っていらっしゃるんだということを改めて認識させていただきました。

ぜひともそういった興味が、社会での活躍につながるわけですね、今後の取組。特に、行く行くは地域コンタクトの開催ということを訴え続けております。ぜひともこの点も合わせてですね、御検討を重ねていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、今定例会におけます私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時 3分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

現在、東大和市をはじめ東京都内の水道事業は統合され、水道管の耐震継手工事などが、市内各所でも東京都水道局により進められています。しかし、いつ地震や水害などで断水になるか分かりません。命をつなぐ上で、最も大切な飲料水の災害時の確保について伺います。

1、災害時の飲料水の備蓄と配給について。

①応急給水、震災対策用指定井戸、受水槽などについて。

②備蓄コンテナや備蓄倉庫に備蓄している飲料や、ろ過機等について。

③災害時協定による飲料水の提供等について。

次に、エネルギー政策について伺います。

先月閉幕しました国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求することを決意するというグラスゴー気候合意が採択され、そのためにこの10年間での行動を加速する必要があるとされました。

また、8月に発表されたIPCC——気候変動に関する政府間パネル、第6次評価報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと、気候変動は人間活動が原因だと結論づけました。

国では、第6次エネルギー基本計画が10月22日に閣議決定され、2050年、カーボンニュートラル、2030年度の46%削減、さらに50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向けた、エネルギー政策の道

筋を示すことが重要テーマとされました。

このように、国際的にも国内でも目標が示されましたが、これを実践するのは一人一人の市民です。大きな目標に向け、何にどのように取り組んでいくかを、市民に一番近い自治体はしっかりと示していかなければなりません。

定例会初日に、議案として組織条例改正が可決されました。

私はこれまでも度々、エネルギーの問題を議会で取り上げ、環境政策やエネルギー政策に取り組む必要性を訴えてきました。このたびの組織改正では、残念ながらこの問題に、市がどのように向き合っているのかが見えてきません。

そこで、お伺いします。

①カーボンニュートラルに向けて、市はどのような組織体制で取り組んでいくのか。

②公共施設における温室効果ガス排出削減の取り組みについて。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問については自席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、災害時の飲料水についてであります。応急給水につきましては、市内の給水拠点となる2か所の災害時給水ステーションから、各避難所へ配給することを予定しております。震災対策用井戸につきましては、現在19か所を指定し、飲料に適さないものは、生活用水として使用することを想定しております。受水槽につきましては、避難所となる全小・中学校と、3つの公共施設に設置しております。このうち、小・中学校6校につきましては、水道水が循環しない受水槽であるため、生活用水としての利用を想定しております。

次に、備蓄している飲料や、ろ過装置等についてであります。飲料につきましては、ミネラルウォーターを各備蓄コンテナ等に分散備蓄をしております。ろ過装置につきましては、小・中学校のプール等の水を有効利用するため、市内20か所に配備しております。

次に、災害時協定による飲料水の提供等についてであります。避難所となる公共施設を中心に、災害対応型自動販売機を設置し、大規模災害時には無償提供を受けられるよう災害協定を締結しているところであります。

次に、カーボンニュートラルに向けた市の組織体制についてであります。現時点の担当部署は環境部環境課であり、令和4年度は組織改正により市民環境部環境対策課が担当する予定です。カーボンニュートラルに向けた取組につきましては、現在策定を進めている第四次東大和市地球温暖化対策実行計画の中で検討を行っております。今後、計画に位置づける取組に応じて組織体制を検討してまいります。

次に、公共施設における温室効果ガス排出削減の取組についてであります。第三次東大和市地球温暖化対策実行計画に基づき市職員によります環境負荷低減のためのエコアクションといたしまして、省エネルギー、省資源の推進、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進、庁用自動車の適正な運行、環境に配慮した物品の購入や利用の推進、職員の意識啓発と情報共有に取り組んでおります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、災害時の飲料水についてお伺いします。

この災害への備えというのは、繰り返し点検することで、いざというときにも慌てずに対応できます。今回、地震、風水害などでライフラインが使えなくなった場合の水の確保についてお伺いしたいと思いました。市のホームページを確認したところ、一番最初に目についたのが、第2回タウンミーティング、「市長と語ろう会」、テーマ、東大和市の防災についての資料と当日の記録でありました。その中に、災害時の飲料水の備蓄と配給について分かりやすく掲載されていました。これ平成23年11月に、地域防災計画策定に当たり、市民の方々の意見も取り入れたいということで開催されたのかと思いますけれども、資料もよくまとまっていてよい内容だったなと改めて思いました。コロナで中断していますけれども、このようなタウンミーティングは、ぜひ続けてほしいと、これを見て感じました。

再質問に移りますけれども、先日の他の議員でも、この水の問題について少し議論がありましたので、重ならない範囲でお伺いしたいと思います。

まず、市内2か所にある災害時給水ステーションですけれども、2か所あるというのは大体、防災マップにも記載がされてますので、市民の方も認識があるのかなと思いますけれども、やはりそこまで、遠い方ですとか、どうやって水をそこまで取りに行くんだろうということで、単純にそこまで行かないと水がもらえないのかなというふうに思ってる方もいらっしゃると思います。そこでの水を、その後どのように市民に配るのか、その時期ですとか、例えば断水を確認した後、どれくらいの時期から、どのように市民に水を配っていくのかということについて、災害の規模にもよるとは思いますけれども、大体どのようなことを想定しているのか、お伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) 断水した場合のですね、給水の仕方というか、そういうところでございますけれども、基本的にはですね、災害対策本部を開きまして、各種のいろんな災害情報を集めますので、そのときに断水があるということが判明したところですね、東京都水道局さんと市との情報共有をしながらですね、その配給時間とか体制とか、人員体制も含めてですが、そういったことを決めておきます。先ほどお話があったとおりですね、行かれる方は、その2つの給水ステーションのほうに水を、御自分で取りに行ってください構わないんですが、それ以外に各避難所、指定された避難所ですね、場合によってはその避難所でも、全て開くわけではなくてですね、その災害に応じて必要な場所に避難所を設定しますが、その避難所では、様々な物資の拠点にもなりますので、そこで水の配給も行います。そのために市の職員がですね、物資班ということで、応急ステーションまで行って、そこから水を運搬して避難所に持ってきます。あるいは今の東京都トラック協会ですかね。名前が分からないな。トラック協会と協定を結んでおりまして、災害時の運搬のほうもお願いしたところがございますので、その辺の協力体制を持ちながら進めていく予定でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そうすると、地域の方は少し、断水が分かった直後は、その体制を整えるのにある程度時間がかかりますけれども、そのあとは避難所に取りに行くということで、対応出来るのかなと思いますけれども、防災マップを見ると、避難所とは書いてあるので、そういうふうに、そこに行けばもらえるのかなというふうに思う方もいらっしゃるかと思いますけれども、給水ステーションというのが2か所、大きくあって、そこに行かないとももらえないのかなというような印象も受けますので、その辺りが避難所で水がもらえるとい

うようなことが、分かるような形になってるといいかなというふうに思います。市民の方に、分かりやすく周知をしていただきたいと思います。

それから、震災対策用指定井戸についてお伺いします。

この前の御質問の中でも幾つかあったんですけども、私が確認したところ平成23年には、24か所が登録とかされていたんですけども、現在は19か所ということで、この減少した原因というのは何なのかということと、実際にその19か所が使用できているのかということを確認しているのかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 震災対策用指定井戸ですね、こちらにつきましては平成20年頃には26か所ございまして、現在19か所ということでございます。これが減った理由でございますけども、主に相続ですとか売却後は井戸の揚水装置が故障して使えなくなったので、解除の申出があったというのが主な理由になります。

市のほうとしましては、毎年、水質の検査だけは行っておりますので、水は何とか生活用水で使えるということは確認はしておりますけれども、その揚水ポンプが使えるか、使えないかにつきましては把握してはおりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 基本的には個人のお宅のものを協力していただけるという形で、その維持管理についても個人のお宅でかかっているということで、実はそのポンプを、老朽化したらまた交換しなくちゃならないとかかっていうことで、なかなかその維持にも費用がかかるんだなということをお話を私も実際に聞いて分かりました。そういった、水質検査を年1回、行っているということですけども、そのほかに市が何かこうサポートしているようなことはあるのかどうかお伺いします。

また、そのポンプについてなんですけれども、手こぎのものと、あと電動ポンプというのがあるんですが、電動でポンプアップしてるところについては、断水するぐらいですから、もしかしたら電気も止まっているんじゃないかという状況になったときに、災害時に、その停電になったときに使えるようになっているのかどうかというところまでは把握されてるかどうかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） まず、市のほうでのサポートということですが、水質の検査以外は年に1回ですが、5,000円ほどの謝礼を支払っているところでございます。それと、手動なのか、電動なのかにつきましては、正式には把握はしてございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その電動だった場合に、本当に停電になってしまったらそれも使えないということで、実際に19か所を指定している中でも、いざというときに本当に使えるのかどうかということが、幾つか、私も全部回ってないので、何か所かの方のお話を聞いた中でも、実際に普段は全然使っていないとか、水質の検査のときにはお水があるからとってもらってるけどというような形で、本当に使えるようになっているのかというのは、これはやはり確認をする必要があるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、個人のお宅にあるということですが、防災マップには大きくそれが表示してあるわけなので、もし断水になったときに、じゃ、あそこ、この地図を見て、あそこにとりに行こうということで、市民の方がわっと来た場合に、その持ち主の方が、どのようにそのお水を配っていいか分からないとか、あと指定はしてるけれども、その水の配り方とか、誰に配っていいかとかということについて、どうしたらいいのかは分かりませんということだったのですが、そのようなルールなどは、どのように考えているのかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 指定井戸を使用する場合のルール等でございますけれども、まず原則として、その指定井戸が使えるかどうかについて確認をしなければいけない、その時点ですすね。した上で、その井戸が使えるということを判断した上で、市のホームページやSNS、あるいはそういったものが使えない場合でも、開設した避難所などにおきまして、ここの指定井戸が使えますといった情報の周知をしていきたいというふうに考えるところでございます。その上で、消費者の方に何かやっていただくというよりは、市の職員などで、その井戸のほうに配置をしてすすね、対応するというようなことも含めて、調整することとなっておりますが、詳細までは決まっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） いざというときには市の職員が来てというようなことも考えているということなので、そういったことも実際にお持ちの方は、御存じなかったようなので、そういう方向で考えてるということでもいいかと思うので、ぜひ一度、お話をしてみたいと思います。要は、いざというときにちゃんと使えるような体制を整えていく必要があるというふうに感じますので、よろしくお願ひします。

次に、受水槽についてお伺ひします。受水槽は小・中学校と、あと3か所の公共施設にあるということなんですすす、実際にそれを利用するときには、普通に蛇口をひねれば水が出てくるということなんですすか。その使い方というか、受水槽に水があるというのは分かったんですすけれども、それを使うというのは、自然に蛇口をひねれば出てくるのか、何か特別なことをして、そこから水を取り出すのか、ちょっとその使用方法について教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 仮に停電のようなものになって、断水して受水槽を使うという場合につきましては、避難所に発電機を配備しておりますので、そのもので吸い上げる形で使用することになるとお思います。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 分かりました。受水槽があるということは分かりましたけれども、使うには、もし停電になった場合には、そういった手続も必要になるということが確認出来ました。

それから、以前に市勢資料というのがあって、そこに震災対策施設として、市内15か所に100トン貯水槽というのが、印がついていたんですす、これについて現在どのようになっているのか、お伺ひします。

防災マップ、現在の防災マップにはそのような記載、記載というか、印はないんですすけれども、この100トン貯水槽についてお伺ひします。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があった市勢資料、これ2010というやつですすね。それに、中にある耐震対策施設の表ということで、そこに100トンの貯水槽、15か所というのがございます。これは、実は防火水槽の位置を示しております。市で開発事業基準に基づきまして、一定の規模の開発があった場合につきましては、例えば40トン以上の防火水槽が設置するというようになっておまして、現在、防火水槽は205基ございます。このうち100トン以上になるもの、大きなものについてのみ、その資料に記載したということで、その100トンのものが15か所あるということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この貯水槽については、断水をしたときに、飲料水や生活用水に利用することはできるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） たまっている、循環されてない水でございますので、飲料水としては使えないということで、生活用水としてなら使えると思いますが、基本的には防火用として貯水しておりますので、その

趣旨で、緊急時だったら、その可能性、使える可能性、あるというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 地図を見ると、震災対策用井戸というのは、市の北部にしか指定されてないので、この貯水槽のところを見ると南のほうにもあるので、そういった使い方ができるのかなというふうに思いましたけれども、先日のマンホールトイレに水が必要というときには使えるのかどうか、その辺りも一度、調整してみたいと思います。

それから、もう一つ、備蓄倉庫に消火栓の蛇口というのが入っているかと思ひまして、それ避難所の訓練などのときにも、設置して水が出ますよというのを訓練でやっていますけれども、あの消火栓の蛇口というのは、飲料水に使えるのかどうかということと、あと断水をしたときに使えるのかどうかをお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) 今お話があった、避難所なんか置いてある応急給水栓のことだと思いますが、こちらについては、水道管の給水管のところから設置をして使用しますので、基本的に飲み水として使えます。断水した場合については、これは使えないということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 様々ないろんな水のことについてお伺いしましたけれども、いざというときにどのような形で使えるのかというのは、私も何回か、多分、聞いたりとか、防災計画とかで確認してはいるんですけども、なかなか普段から覚えていることができなくて、また繰り返しこのように確認をしていくことも大事ななと思ひまして、今回、質問させていただきました。市民の方にも、分かりやすいような周知が、これからも繰り返し必要なのではないかとこのように思ひます。

次の2番目の備蓄コンテナや、備蓄倉庫に入っているものについてお伺いします。水は各備蓄コンテナにも、ペットボトルなどが備蓄されてると思ひますけれども、その飲料水の保存期間と、あと期限切れになったときの入れ替えについて、どのようにされてるのかお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) 備蓄コンテナ等に、分散保管しているミネラルウォーターにつきましては、保存期間は5年としておりまして、更新の際には基本、廃棄を依頼しております。ただ、その前に、配布できる機会があれば、配布することとしております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 分かりました。それから、ろ過機というのも置いてありまして、市長の御答弁でも、プールの水などを飲料水として使えるというようなことだと思いますけれども、このろ過機についても、フィルターの使用期限などがあるかと思ひますけれども、その辺りはどのようになっているか伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 今現在配備している、20台のろ過装置ですけども、毎年ですね、ろ過装置点検整備というのを委託で行っておりまして、その委託の内容で現在も使用できると。ちなみに、一番古いものはですね、1978年に導入したもので、今でも現役で動いてるということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) じゃ、毎年点検をされてるということで了解をしました。

このような備えが、全体としては非常にいろいろな面で備えていただいているなというのは分かりました。

それがいざというときに、市民にうまく行き渡るようにしていただけるようお願いしたいと思います。

それから、3番目の災害時協定による飲料水の提供等についてを伺います。

スーパーやメーカーと物質の提供などの協定を結んでいると思ひますけれども、例えばスーパーのところな

どで発災したときに、そこのスーパーに行って、何か物質を提供してもらえるのかとか、その辺りどのように配布をするとか、その提供のされ方についてお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 今おっしゃったのは、スーパーの物資の供給提供の協定を締結しておりますけれども、基本的には市のほうで依頼をして、避難所のほうに持ってきていただいて、避難所をその物資の拠点として、その避難所の生活者は、もちろんそこで、その物資を、支援を受けますけれども、今、災害対策基本法では、避難所に来れない、やむを得ず在宅避難することも可能としております。その方が来た場合でも、支援するということになっておりますので、基本的には避難所に来ていただいて、そういう供給された物資について受け取っていただくと、そういう扱いになると思います。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私は、これを聞いたときに、そちらに行けばみんなもらえるようになったとしたら、長蛇の列が出来て大変だなというふうに思ったんですが、そういうことではなくて、避難所のほうに物資を提供していただくというような仕組みだということが分かりました。

それから、10月から公立小・中学校に自動販売機が設置されて、災害時にその飲料が提供されるというふうなことだと思いますけど、その事業内容についてお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 10月1日にですね、市とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との間で、相互の連携強化と地域の活性化、市民サービスを図るために、地域活性化包括連携協定というのを締結いたしました。この際に、連携事項となります地域の暮らしの安全・安心・災害対策に関することに関する災害対策の取組として、災害時における飲料水の提供等に関する協定を、関連協定として締結したものでございます。

協定の内容でございますけれども、主に避難所の施設を中心に、災害対応型自動販売機を設置するものでございまして、その10月から市役所の1階のロビーのところですか、あと順次、保健センターとか、各公共施設等に7か所ほども設置をしております、またワクチン接種会場となりました旧みのり福祉園でも、ワクチン接種期間について、限定ですけども設置をしております。現在は今お話があった避難所となります小・中学校にも、順次設置を進めております、今現在ですね、14校の設置が完了した状況でございます。

協定の内容ですけれども、大規模災害が発生いたしまして、市の災害対策本部が設置された場合になりますが、この場合に、災害対応型自動販売機の飲料水が、無償で提供されることになっているところでございます。満タン時で約500本、収納できるそうでございます。

また、バッテリーを搭載した災害対応型のため、停電した際にも飲料水を取り出すことができると言われておりまして、また災害時においてですね、避難所の利用者に対して飲料水の提供が速やかに当然行われますが、水以外のお茶とかスポーツ飲料とか、コーヒーなどですね、こういうものの提供が可能でありますから、避難所生活における環境改善に寄与できると思うところでございます。

もう少しだけ申し上げますが、その他の自販機の設置以外にですね、協定に基づきまして毎年1度、災害備蓄用飲料として、500ミリリットルの水、ペットボトルをですね、2,400本ほど無償で提供していただくほかですね、平時に自販機の売上げにつきましては、1本10円分を市に寄附していただくことになっております。また電気代とか設置工事費とか、全て市の負担はございません。そんなところですかね。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 災害の避難所に、そういった飲料を無償で提供してくれるということで、事業としては、災害対策として、防災の面からいけば、こういうことも、あり得るかなと思うのですけれども、私はこのこと

を、この事業のことを聞いたときに、子供が学ぶための施設に、この自販機の設置というのはどういうことなんでしょうというふうに、非常に疑問に思ったのでちょっとお伺いしたいのですが。災害時に飲料を提供していただけるということは分かるのですが、日常的にはそのまま置いておくわけではないので販売もされると思いますが、小・中学校で子供たちは購入、まずはじゃ購入ができるかどうかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 小・中学校に設置されている自動販売機で、児童・生徒は買うことはできません。以上でございます。

○4番（実川圭子君） 子供たちは、そこにあっても買えないということで、学校は基本的に子供たちの学ぶ施設だと思いますけれども、そういった状況があるということが一つ、そこに設置することにそぐわないと思う私の一つの考えです。

それから、もう一点は、市は生産者責任ということで、ペットボトルのリサイクルも進めていて、これは効果も上げていると思いますけれども、一方で、脱プラスチックの社会的な流れを見ると、ペットボトルの削減の取組というの、社会的な課題として大きくあると思います。

その理由の1つとして、一つ調査の結果を見つけたのですが、ペットボトル1本分の環境負荷を考えた場合に、ペットボトルのリサイクルの費用と、飲料水の生産流通の費用と、それから自動販売機を使用するというので、その3点で排出されていくCO₂の量というのがある程度あります。それに比べて、水道水や冷水機を通して水を確保したりとか、あるいは浄水器を通してマイボトルに入れるとか、そういったような方法で水を手に入れるときのCO₂の排出量を比べると、27倍もその自動販売機を使ったときのほうが多いという調査結果があります。これ、ちょっとグラフをお示しできないので、言葉で言うと何だろうと思うかもしれないんですけど、グラフを見ると、もう一目瞭然の違いがあります。地球環境を考えた、持続可能な社会を目指すSDGsを学校でも取り入れている。昨日の答弁でも、それからこの間のいろんな議員の方の答弁でも、学校でもSDGsを進めてるという話がありました。

少なくとも、そういった視点で、子供たちが取り組む学校施設に自動販売機を設置するという事は、私はとても、その社会的なものに対しても逆行していると思いますけれども、ぜひこの点については教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 今議員のほうからですね、学校で自動販売機の設置ということでいかがかということの御意見があったところでございますが、私も環境部としての考えといたしましては、議員がおっしゃられた脱プラスチックには、別に異論はございません。ただ、プラスチックといたしましてもいろんな幅広いものがございまして、私たちが考えるのは、今回ペットボトルに限ってはですね、昨今のコロナ禍の状況ですとかいろいろ考えますと、やはり衛生面にすぐれた飲み物を運ぶことができるというものになっております。

また、学校へ、今回、防災安全課と協力しましてですね、災害時にも飲料提供が行えるということでの自動販売機を設置したわけですが、これについても子供たちは通常時は、自動販売機、当然買うことは出来ないんですが、やはりそこは子供たちを含めて、環境教育というところでも、私たちは貢献できるというふうに判断をしております。

理由といたしましては、今回ここで、12月3日からですね、新たに市役所本庁舎1階のペットボトル自動回収機のほかにですね、蔵敷公民館からペットボトルの自動回収機を稼働させております。当然これにつきましては、セブン-イレブンさんの関係と同じなんですけど、水平リサイクルということで、今、飲料業界自体がですね、水平リサイクルのほうに今かじを切っているところでございまして、先ほど議員のほうからお話があり

ましたCO₂排出量が27倍になるというところ、でもそこは27倍になった分は、ほかのところ逆で27倍を超えるところを減らしていく、そこは全体社会のバランスを見ていかなければいけないのではないかというふうに私どもは考えております。したがって、学校の子供たちがですね、この自動販売機はただ単に買うだけの自動販売機ではなくて、買った後にどういった廃棄をすればいいのかということまで、子供たちにはぜひですね、東大和市の今、力を入れている廃棄物の施策についてですね、知っていただいて学んでいただければという思いがこもっております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 学校に、小・中学校に、災害用に飲料を提供するというので、自動販売機を設置することについてお伺いしていました。環境の面から今、環境部のほうの部長からも、お考えをお聞きしたのですが、例えばですね、海外ではペットボトルを、プラスチックの削減のために、ペットボトルの使用を禁止しているというような自治体も出てるといふふうに聞いてます。国内でも会議で、ペットボトルのお茶を使わないとか、公共施設に自動販売機を設置しないというような取組が始まっているところもあります。

市が進めてる、回収をして水平リサイクルをするというのは、一つ大きな効果があるということは私も認識しております。そして、市はそれに非常に力を入れているということも分かっておりますが、私が感じるところでは、自動販売機、その回収機だけを設置するならまだ分かるんですけども、そこに、そのために自動販売機を置くということは、やっぱりそこでまた使っていくということが増えていくのではないかとということで、非常にその点について、先ほどの理由で私は、環境に決してベストではないというふうに考えております。

特に小・中学校では、そういったことを学ぶような場所でもありますし、そして子供の施設のためなのに、子供が学ぶ施設なのに、子供は買うことが出来ず、横にあっても、欲しいなと思っても買えないという、本当に子供にとっては目の毒でもありますし、その環境の教育からも、私はそういった意味で、疑問に思うこともありますので、その点について、再度、教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 今回の学校施設への自動販売機の設置につきましては、災害対応を目的として設置しているものでございます。教育委員会としましては、その目的に沿った設置がなされているというふうに認識しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 災害対応ということではありますけれども、私はもう少し子供に対して配慮をしていただけたらなと思い、あえて質問をさせていただきました。

東京都では、東京スマイルボトルプロジェクト、環境に優しいライフスタイルとして、マイボトルで給水器から水をくめるようなことも、昨年実施していて、マイボトルに水をくめる給水器や、ウォータースタンドなどの設置など、給水スポットの設置を広めているというような動きがあります。災害時にも使えるような、そういう給水ポイントというのが、私はそういうことを増やしていくことが、これからの必要なものではないかなというふうに考えます。

災害時の協定ということで、ちょっと話が広がってしまったんですけども、災害時の協定というのも数が増えて、担当の方は本当に調整に御苦労があると思いますけれども、ぜひ災害時だけのことを考えないで、全体状況を考慮しながら、今後も進めていっていただきたいと思います。

以上で、この1番目の項目は終わりにさせていただきます。

2番目のエネルギー政策について伺います。

カーボンニュートラルに向けてということで、初日の条例改正のときにも、私は少し述べましたけれども、そのときの御答弁では、組織は枠組みであって、中身を決めてからでないと担当組織はつukれない。カーボンニュートラルなど、対策の中身が決まったら組織をつくることも検討していくということで、今日の市長答弁でも、現在は環境課、そして新しい組織としては環境対策課というところが担っていくだろうということで、また必要があれば新しくできるというようなことだったのかと思いますけれども、このカーボンニュートラルの取組というのは、環境課だけではなくて、例えば庁舎の管理だったら庁舎の、公共施設のことであれば庁舎管理ですとか、あと産業振興ですとか、他部署にわたってまたがる施策だと私は思います。

そういった意味でも、この施策に取り組むということが、これから本当に必要になるとは思いますけれども、そのことについて、現時点であまりどこまで進めるのかというのが、はっきり言って私には見えてないんですけども、その辺りをどのように、どのようなスパンで考えてるかということをお伺いしたいと思います。

登壇でも述べましたけれども、国の第6次エネルギー基本計画ということで、2050年、カーボンニュートラル、2030年で46%削減、さらに50%までいきたいというようなことが、国のほうでも示されてました。2030年という、何か先のように感じますけれども、あと8年しかないんですね。その間に、どのようにこの計画を進めていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 次期計画ということで、今検討しているところでございますが、今議員のほうからお話ございましたように、2030年に対13年比で46%減というのがございますので、あと向こう先8年の中でですね、基本的にならした状態で、今どのぐらい下げれば46%減になるかというところを、基本的には計画上は考えております。

次期計画の中では、基本的に31%までは減らさなければ、46%減が厳しいだろうということで、現在ですね、実際の現行計画の再計算、あまりにもちょっと今の第三次の計画がですね、当時の目標年次の排出係数を使っているために、ちょっと乖離が生じておりますので、そここのところの再計算をした上で、最終的に31%減というのを持っていく、そここのところを何をしていけばいいかという具体的な制度設計のほう、今検討しているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今部長がおっしゃられたのは、地球温暖化対策実行計画のことだと思います。今、改定をしているということだと思いますけれども、この改定に当たっては、何か専門家の方の参画などはあるのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 計画の策定に当たっては、基本的には東大和市エコアクション推進本部という会議を設けております。こちらのメンバーがですね、部長職で構成という形になっております。

ただ、現在改定する中ではですね、従前のような形では、今後なかなか厳しい状況に置かれてるので、具体的な実効性のある計画をつくらなければいけないということで、現在ですね、その下の下部組織といたしまして、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会という委員会のほうを設置してあります。

こちらの委員会につきましては、各部から課長職1人を出していただくということで、そちらで具体的などころをもんでいるところがございますので、そういう積み上げをしていかないとですね、なかなか職員一人一人の意識とか、その意識高揚とか意識啓発、ちょっとそこからやっていかなければ、なかなかこの向こう先5年間というのは厳しい数値目標がございますので、一応、今、部長職ばかりの会議ではなくですね、課長職の会議と並行した中で進めているというところがございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 先ほど部長も、2030年の目標に移るためにはどうしたらいいかというようなことだったと思いますけれども、そういうバックキャストという考え方というか、その目標年度にはどういうことが、どういう状況になってるから、そこから逆算していくといつまでに、何をしていくのかということが必要なのかなというふうに思います。

1つ御紹介したいものがありまして、カーボンニュートラルシミュレーターというのを、千葉大学の大学院の研究成果で公表されてます。このタイトルが、基礎自治体レベルでの低炭素化政策検討支援ツールの開発と社会実装に関する研究ということの一環として、そのシミュレーションができるソフトというか、簡単なエクセルを使った表があるんですけども、そういったもので自治体別の脱炭素のしやすさを実感できるというのが公開されてます。

こういったものを利用して、本当に減らしていくには何が必要なのかということ、全体的に考えていく必要があるのではないかと思います。先ほど部長がおっしゃられていた地球温暖化対策実行計画というのは、要は公共施設の範囲というか、事務事業編だと思いますけれども、もうそれでは全然間に合わない状況だと思いますので、私としてはその区域施策編というのも前倒しでどんどんつくっていく必要があると思いますけれども、そういったときに参考になるような、このカーボンニュートラルシミュレーターというのを、ぜひ御紹介したいと思います。

こちらのほうは、2050年に東大和の人口がどれくらい、東大和というか、各自治体のデータがあるんですけども、東大和って入れると、東大和の人口推計とか、あと住宅の件数とか、あと電動自動車がどれくらい走らせるのかとか、そんなことを数値として入力していくんですが、東大和の場合には、大きなメガソーラーなどを設置するということはできないと思います。何ができるかということ、駐車場の屋根ですとか、耕作放棄地もそれほど数はないと思いますけれども、そういうところにソーラーパネルを設置したり、あとは農地の上にソーラーパネルを隙間をあけて設置していく。その下で野菜を作るというソーラーシェアリングとか、あとは若干の木質バイオマスの可能性などもあるというような、木質バイオマス発電の可能性があるというようなことが、このシミュレーションでは出ています。一番大きなのは、やはり個人宅のゼロ・エネルギー・ハウスですか、ゼッチと呼ばれているものを進めていかないと、東大和の場合には、なかなかそのカーボンニュートラルの達成が難しいというのが、このシミュレーションで分かりました。

そうですね。あと、ゼブっていうゼロ・エネルギー・ビルディングというものもあるんですけど、東大和の場合には、それほどビルも、数もないので、それについてはあまり全体の影響が、私がちょっとシミュレーションした中ではなかったということで、本当に個人宅をどうしていくか、ゼロ・エネルギー・ハウスをどれだけ広めていくかということが、このシミュレーションではそんなところが分かりました。

これについては、それにかかる投資額ですとか、それからそれについて、どれくらいエネルギーが、省エネができたのかというような、コストの面でも推計がされています。これは一つの例なんですけれども、こうい

ったことを一つ一つ検討していかないと、本当にカーボンニュートラルというのは、実現することはできないというふうに思いますので、ぜひこちら、もしこちらでしたら自治体向けの脱炭素未来ワークショップというのもやっているそうですので、こういったことも参考にしつつ、何かしら方策をしていかないと、本当に実現というのは難しいのではないかと思いますけれども、先ほどは喫緊の第四次の実行計画のことでしたけれども、その先の市、市全体の区域編、施策編なども合わせて、今後の見通しはどのようになっているのかお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 今議員のほうから御紹介がありました、カーボンニュートラルシミュレーターですか、いろんなものが今出てるのかなというふうに感じました。実際にこのCO₂排出量を減らしていくとなると、やはり今ちょっと改定作業を進めていく中で、やはり現実思ったんですが、やはり地道な作業をある意味ではやらなければ、何をやって、何がどれだけ下がっていくかという、そのお金の面も、現実としては考慮しながらという話はやはりあるのかなというふうに感じてます。また今回ちょっと時間的なものもございまして、第三次の現行計画が今年度末で切れるというのがございますので、今第四次ということで、次期、次年度からの計画をつくっているわけですが、やはり進めていきますと、やはりこの同じ多摩地区の他の自治体の事務事業編と言いながらも、やはりいろいろ見ていきますと、事務事業編をやるにしても、やはり本来は、区域施策編で、やはり無視はできないのかなというふうに、正直そこは感じております。

私たち、仕事を行っていく上で、CO₂排出量を減らすというのは、それはある意味では当然ではありますが、やはりそこをやっていく中で、やはり対住民さん、事業者の方というのを無視することはできないので、次の5年計画というのを今、策定はしておりますが、そこはやはりなるべく早い段階で、やはり区域施策編ということにも、義務化はされてないとは言いながらも、やはり目を向けなければ、より実のあるものはできないのかなというふうに今感じているところでございますので、次年度以降の組織の中でですね、そこは考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 先ほどの私が紹介したのは1例ということで、本当にこれ、このくらいいろいろなことを本当に考えていかないと、達成というのはもう難しいなということで、今回あえてそれを紹介したのは、私はやはりこの環境対策課だけでは、もうちょっと、もちろんほかにもね、環境対策課、いろんな公害のことでとか、いろいろある中で、これエネルギーのことというのは、範囲を超えてるというかね、もっと全体のことに関わることだと思いますので、その辺りも含めて、ぜひどのように進めていくのかを、いま一度、検討していただけたらと思います。

市民の動きの中では、このまま温暖化の対策を何もしなければ、あと4年でもう後戻り出来ない時期になってしまうという、あと4年というような動きも出ています。そこまでいったらもう、そのまま後戻りできないで、どんどん加速していってしまうというようなことで、今、食いとめなければというような危機感が非常にあります。ぜひそういったことも、いろいろ情報を集めて市でできることを進めていただきたいと思います。

次の②番のほうで、実務的には一番こう、行ってるこの公共施設における温室効果ガス排出削減の取組について、お伺いしたいと思います。

この前の決算特別委員会でも、私は市庁舎の温室効果ガスの排出量の資料などをいただいて、どのように進んでるか、何が必要だったのかということが明らかになったと思っております。当市としては、市庁舎に再生可能

エネルギーの太陽パネルがあるわけでもなく、エネルギーをつくってはいないので、電力については購入するしかないかなということなんです。

その前に、この電力というところで、ちょっと今回はお話しさせていただきたいと思います。というのは、排出、CO₂の温室効果ガスの排出量の約9割がCO₂で、その要因、CO₂を排出している要因の66.5%が電気というふうに、この実行計画の中でも表がありましたので、主なこの電気についてお伺いしています。

この電気については、つくることをやっていないので、購入するしかないというのが今、市の現状ですが、その購入に当たって、できるだけその温室効果ガスの排出量が少ない電気を購入するというのが、一番取れる行動なのかなというふうに思います。

電力の購入の契約の際に、この温室効果ガスの排出係数の基準というのをつくる必要があると思いますけれども、現在どのような基準で契約をしているのか確認したいと思います。

○総務管財課長（宮田智雄君） 現在の電気の契約の基準ということになりますが、お話が今ありましたように、国が示しております環境に配慮した契約という基本方針がございます。これを参考に、温室効果ガス調整後排出係数が、国が公表する代替値というのがございまして、その未満の事業者を、まず選定しまして、その中で価格面での契約という形で、見積り合わせをしながら契約に進んでいるといったこととございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私のほうとしては、もうできるだけ少なく、排出量も減らしてというふうには言えますけれども、やはり事業を動かす担当としては、価格のほうも考えないと、なかなかいい電力だからといって高額なものを仕入れるわけにはいかないと思いますけれども、ただやはり国のほうで示しているその基準というのは、もう本当に最低ラインというか、それこそ46%削減にするためには、その排出係数では厳しいんじゃないかというような数値だと私は思っています。

ですので、国で示してるものもそうですけれども、やはりその、じゃ2030年までに、東大和も本当に46%削減するのか、もっと削減するのか、そこまではいけないよというのか分からないですけれども、その計画に沿って、あわせてその基準も決めていかないと減らすことはできないかと思っておりますけれども、その基準を引下げていくということについては、どのようにお考えなのかお伺いします。

○総務管財課長（宮田智雄君） 契約に関する基準の検討ということになるんですけども、先ほどお話ししたとおり、今年度の契約については二酸化炭素のですね、排出係数に着目した基準になっておりますが、今検討してる場所ではですね、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律というのがございます。この法律の趣旨を踏まえまして、当市を除く多摩地区の25市へ、状況調査を今年度実施いたしました。

その上でですね、当市が行う電力調達契約の競争入札等の実施に際して、お話をしました二酸化炭素排出係数のほかに、未利用エネルギーの利用活用状況、それから再生可能エネルギーの導入状況、さらに需要家、これ電気を使われる方々なんです、需要家への節電等に関する情報提供の実施、この4項目を評価する環境に配慮した電力を調達するための方針というものの策定に向けてですね、今検討をしているといったところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その現状から見てどうなのかということ調査して、それを見て方針をこれからつくっていくということだと思いますけれども、そういった現状から積み上げていくことと、やはりどこを目標にし

ていくかということも大事だと思いますので、でもそのようなことを進めていただけているということが分かりました。

それですとね、あともう1点、東大和ではメガソーラーの設置などが難しい、期待できないということは先ほどお話ししましたが、例えば再生可能エネルギーがいいからといって、県外のどこか遠くで大量につくって、それを運んできたりということも、私はちょっと違うのかなと思います。また森林を削って設置しているようなソーラーパネルなども、環境に反していると思いますので、やはり当市でできるということは、市の財産の中でも駐車場の屋根ですとか、あとこれから新設する公共施設には、ソーラーパネルを載せていくという御答弁は前はいただいておりますけれども、ソーラーパネルだけじゃなくて、先ほど言ったようなゼロ・エネルギー・ビルですか、ゼブの設計にするですとか、あと電気自動車の導入というのは、もう少しずつ進めていると思いますけれども、そういったことですか、自動車の走行、あんまり使うのを減らすというようなことですか、本当に小さいことの積み重ねですけれども、やはりそういうことが必要なかなと思うことと、あとはやはり電力の購入先ということが、一つやはり大きいことだというふうに思います。

そのために、ほかの自治体でやられてることの一つとして、全部の公共施設を再生可能エネルギーを使うということは難しいかもしれないですけれども、どこか公共施設の一つのところから始めていくということも、可能ではないかと思えます。例えば図書館の電力は、再生可能エネルギー100%の電力を使うとか、そういった施設を一つずつ増やしていくということで、市全体の利用を増やしていくということが、ほかの市でも、市や自治体でも取り入れられてることだと思いますけれども、東大和市でもぜひそういった取組をしていただきたいと思えます。この再生可能エネルギー100%というのが、現在100%じゃなくても、2050年までに100%を目指す電力を使うというような宣言をするという、RE100宣言というのがあるんですけども、そういった現在100%じゃなくても、2050年までに100%にするよというふうに公表している電力を使っていくということは、私は可能性があるのではないかと思えますけれども、そういった考えについて御見解をお伺いします。

○総務管財課長（宮田智雄君） 今お話がありました100%再生可能エネルギーの導入について、考え方ということでのお話かと思えます。

こちらにつきましては、先ほど環境部長のほうからも答弁させていただきましたとおり、現在、第四次の地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、動いているというところでございます。現行の電力契約につきましては、東大和市の第三次の地球温暖化対策実行計画に適合した地球温暖化問題への対応の一環として、現在捉えて契約をしております。100%再生可能エネルギーの導入に関しましては、この次期の第四次の計画の策定内容に準じながら、検討していく必要があるかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話は聞かせていただきました。国のほうでね、既に2030年度までに、2013年度比、△の46%だということで、私ども東大和市もそれに賛同している立場にあるんだというふうに私自身は理解しているわけですが、反対はしてないということで、要するにそういう方向に行きましょうという形になってるんだというふうに理解してるわけですが、

ということは、今計画をつくっていますけど、その計画は、少なくとも2030年度までには△の46%になるような計画をつくるということを宣言したと、同じふうに私自身は理解をして、これから進めていきたいと、そんなふうに思っています。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。ぜひ、そのような計画にして進めていただきたいと思いますと思

ます。

もう一点、先ほどRE100の話をしましたけれども、そういったところを増やしていくというのが、一つの手法としてあります。また、ほかの自治体で、全国の自治体では、もう自治体で使用する電力の100%以上をつくっている自治体というのたくさんあるんですね。そういうところとエネルギー協定というのを結んで供給していく。電気というのは御存じのように、その電気を持っていくということだけじゃなくて、数字のやり取りというところもありますので、そういったエネルギー協定が他自治体と結べるようなことも考えられると思いますので、ぜひ先ほど市長の強いお言葉もいただきましたので、本当に今やらないとできないということを実際に考えて、ぜひこれを進めていただきたいと思います。企業でも環境負荷が大きい原料を使っている商品が売れない時代となっております。また、市でも今回受け付けのプレートにSDGsのマークも入れています。持続可能な社会のためにはエネルギーの課題も、もう本当に切り離せない問題だと思いますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時24分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1、令和4年度予算編成方針と市政運営について。

①東大和市の予算編成（1）予算編成の重要事項。①重視する考え方のエの中で「持続可能な行財政運営のために、民間活力の導入の推進」云々とあるが、民間活力をどのように捉え、導入しようとしているのか。

②として、東大和市第6次行政改革大綱の骨子（考え方・方向性）の中では、『地域の課題解決に向け、市民と行政が協働して市政運営することが必要』とある。予算編成方針には「市民と行政が協働して」という言葉がない。民間活力と市民との協働を結びつける発想はないのかということです。

③市内には大学教授などの専門家や市役所退職者などの有用な人材が多数いるのに、そうした力を市政運営で積極的に活かす検討はされているのかということ伺います。

2、向原団地地区のまちづくりについて。

①まちづくりの方向性の「<3>地区周辺の住環境と調和したみどり豊かなまち」とは、具体的にどのようなものを考えているのか。

②防災上の視点は検討されたのか。

以上です。よろしくお願いいたします。

[2 2 番 中野志乃夫君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、民間活力の導入についてであります。民間活力の導入につきましては、民間の資本や、経営ノウハウなど、行政サービスに活用することで、効果的、効率的なサービスの提供、コスト削減などを図るものであると認識しております。活用の形態としましては、民設民営、公設民営、民間委託、指定管理者などがあると認識しております。当市では、現在、第5次行政改革大綱におきまして、持続可能な自治体経営のための行財政運営を基本目標として掲げ、その取組の一つとして民間活力導入の推進を図っているところであります。行政サービスの質を確保しつつ、職員以外でも行える業務は、積極的に民間活力を導入し、委託や指定管理者制度の導入などにより、効果的、効率的なサービスの提供、コスト削減などを図ってまいりたいと考えております。

次に、民間活力と市民との協働についてであります。当市における民間活力の導入は、委託や民営化などの企業活動を中心に進めているところであります。最近では包括連携協定など、企業の社会性に根差した連携にも取り組んでいるところであります。また、協働の取組としましては、従前から駅前や街路樹の花植え、狭山緑地の植生管理など、市民の皆様との協働により取組を進めているところであります。少子高齢化と人口減少が進み、財政状況や市のマンパワーが厳しさを増していく中、市だけで地域課題に対処することは難しいと考えております。今後、広い意味で、市民の力をお借りする取組として、市民協働のさらなる進展に取り組む必要があると考えております。

次に、有用な人材の積極的活用についてであります。各課での事業実施に当たりましては、平成27年2月に策定いたしました、東大和市職員の市民協働の推進に関する指針に基づき、市民の皆様豊富な知識や経験等を生かすため、事業に応じた適切な協働手法による実施を検討し、取り組むものとしております。

次に、向原団地地区まちづくりの方向性の「地区周辺の住環境と調和したみどり豊かなまち」についてであります。現行の向原団地地区地区計画において、地区計画の目標に位置づけられている内容を踏襲するものであり、当該地区内では既に現行の地区計画に基づき、向原中央公園や向原中央広場などが整備されております。

次に、防災上の視点についてであります。創出用地地区Aに関して、令和元年に東京都と取り交わしました、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書において、避難所及び避難場所として、学校施設、屋外グラウンド等を活用することについて、調整を図ることとしております。

以上です。

[市 長 尾崎保夫君 降壇]

○2 2 番（中野志乃夫君） 再質問をさせていただきます。

今回、他の議員の質問を聞いていてもですね、行政改革に関しての様々な取組についてのいろいろ提言等も含めて、いろいろ論議はされてるところであります。私自身もですね、基本的に、行革そのものが駄目という発想はないです。やはり今、財政的な規模のことから考えても、今の今後の市財政のことを考えても、何らかのいろいろな取組をしなくちゃいけないということは、もう当然そういう段階になってると思っております。

その中で、この間、私も何回かいろんな形で述べておりますけれども、基本はやはり、市民の中に、やはり有用な、本当にいろいろな専門家も多くいて、いろいろな活躍をできる、そういった方たちがいる。そのことをどう生かして、どう市政運営に結びつけていくかというのがね、一番基本で大事な点ではないかと思っていま

す。

その点です、この間、図書館の地区館は委託云々ということとか、一つ例として挙げられますけども、確かにね、その点に関して、全体的に、最終的にはでも、地域のそういった人たちと協働して、一緒に図書館運営を行うとかですね、そういう発想の下のね、やはり土台づくりを、まず先にやって、そういったことを踏まえてね、やはり委託化をすべきではないのかという発想を持っております。

いろんな事情です、今回そういう地区館に関しての委託も話が進みましたが、ただやはり、本来、行政としてですね、そういう市民とのそういう一緒にやっていくのが、やっぱり地域の中で様々なね、人が交流が、活発になり、最終的には東大和市の魅力にもつながるね、そうしたことをやはり優先すべきだと思っておりますけども、そうした点での具体的な検討というのは、どの程度、この間、進めてるのか、お聞きします。

○企画財政部長（神山 尚君） 地域の活性化のため等々ですね、その地域の皆さんのお力を借りて、今後どうやって進めていくかというような御趣旨だと思います。

先ほど議員のほうからも、協働の延長線上というんですかね、市民の皆さんと一緒に施設を運営していくとか、そういうお話もございました。

そこはですね、協働のかなり高いレベルといいますか、頂上に近いところなのかなというふうに思っております、まず協働というのもいろんなパターンがございますので、まずはですね、私も多分、東大和市の中で一番の進んだ協働だと思うんですけど、前の仕事で湖畔地域の皆さんと芋窪地域の皆さんと、協働の取組でコミュニティタクシーをやらしていただいた経緯があります。

地域の皆さんというのは、やっぱり地域をすごい愛している方が非常にいらして、地域のために頑張ろうと思ってる方も多くいらっしゃいます。

コミュニティタクシーをやる際にも、非常に会議がたくさんあったんですが、私たちは仕事ですけど、市民の皆さんは自分の時間を使って参加いただいているような、そういう意識の高い方が非常にいらっしゃいますので、まずはそういうですね、地域の中にコミュニティタクシーの例でいけば、入って行って、お互いに顔を突き合わせていろんな話をして、顔と名前が一致するようになって、それでいろんな意見を交わし合えるような、そういう場をつくっていくようなところがあれば協働も進んで行って、その延長上で、地域の施設は自分たちでやってみようかとか、そういう話も出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。

ただ、そのコミュニティタクシーの例は、多分、市の中ではかなり特異な先進的な例なのかなと思っております、都市計画課はもともと協働のまちづくりということで進めておりましたので、職員の意識、その意識は高い意識がございましたので、そういうことで済んだのかなと思うんですけど、そういう取組は、全市的に進めていくというのが一つの課題なのかなというふうに感じております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） コミュニティタクシーのことはちょっとね、具体的などころまではちょっと私もよく分かっていませんでしたが、一つそういうことがあったというのは参考になりました。

ただですね、私とすれば、今後いろいろな文化的な施設といいますかね、そういう教育的な施設に含めても、委託していく方向がですね、既に論議はされてるわけですね。はっきりいって庁内での検討の中でね、これは将来的に云々、ましてや民間のそういった会社をお願いして、どこまでどう進めればいいのかということまでやってるわけです。

その中でね、やはりそこまでの民間の会社にまで、そういったことまでお願いするというところの前

提として、東大和市は市民と協働してこういうまちづくりをしたいと。そのためにね、やれることは私は、もう幾らでも言ったら大げさですけども、具体的な方法はあるんじゃないかと。

だから、図書館にしても、私は本当はね、指定管理云々ということにしても、例えば図書館協議会が、市の方針に対してノーを突きつけましたよね、1回ね。1回といいますか、それに対して。私は、それは単にね、マイナスと捉えるんじゃないくて、そこまで協議会の皆さんが言ってるなら、皆さんの力で具体的にどうしましょうかということで、一緒に梓づくりで、例えば図書館をどう運営していったらいいのかとですね、そういったことが私は逆にできるきっかけだったんじゃないかと思ってます。

つまり、そういった図書館の協議会なんかを見てもですね、かなり専門の方が多く関わってる。そういう市内にも、やっぱり元司書とかですね、いろんな方もいっぱいいらっしゃる。そういった人材を本当に、集めてと言ったら変ですけども、そういった人たちを生かしてね、場づくりをして、将来的にこういうものをつくりたいけど、検討して委託していきたいけどどうですかとかですね、行政の側から、そういう場づくりをしないとね。

自然に、よっぽどね、そういったことを活動してる団体があれば別ですけども、なかなかそこまでは確かに話は進まない。けれども、最終的にはそういった地域の皆さんのいろいろな専門家の皆さんと一緒に関わっていただいたほうが、いろいろ本当に地域に密着した、なかなか本当に面白いて言ったら変ですけど、相当具体的にいい運営もできるわけです。そういう、私は思ってます。

変にね、ただ大きな発言力のある人が、いろいろ上からつくって失敗した例も幾らでもあるんですけども、しかし本来ならそういう専門知識を持った人たちを中心に、生かす形を、土台つくれたら私はいろんなことができると思ってます。ですから、この間、庁内でいろいろ行革を進めてる中で、そういった論議とか、検討はされたことなかったのかなということ再度お聞きします。

○企画財政部長（神山 尚君） そうですね、地域の皆様に施設を協働の発展として管理していただくような、そういうイメージでございますけれど、実際にですね、実際に普通の住民の方、通常、普通に住んでいらっしゃる住民の方に、施設をお願いするというような、例えば自治会なんかも含めてですけど、そういう事例は、他市においても集会所をお任せしたりとか、そういう事例は承知しております。

協働の発展って、私、申しあげましたけれど、その施設までをお任せするということになると、責任も出てきますので、一定の覚悟をしていただくことにもなってきます。

人が足りないから開けられないということにはなりませんので、管理する上では、それなりのノウハウと運営体制を組んでいただくようなことになると、そこに至るまでは、もう少し小さな協働から始めて、だんだんそれを広げていくということになるかと思えます。

今、東大和市では、そのその住民の皆さんに直接管理していただくところまでは、多分至ってないんだと思いますので、行革のほうでもそこまでは今、取り組めておりませんが、協働をどうやって進めていくかと、今そういう段階なのかなと思ってます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） これは担当者の方も御存じだと思うんですけども、小金井市でNPO法人に地区館を委託してとかですね、そういうことをされている事例を当然御存じだと思うし、そういった点をどう評価するかとか、具体的にどうするかという論議もしたことはないのでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 今現時点ではございません。

以上です。

○2 2 番（中野志乃夫君） これはほかの市の事例ですけども、例えば介護保険ができるときに、その前段で、そういった運営する母体がなかなかね、民間ではできてない。ごく少数か、まだ業者も少ない中で、ある面いろいろそういった団体に働きかけてね、よりいろんなことで、市民の力というかな、そういう実際に運営している、既にやってる団体も含めてですね、より広範な活動ができるように援助して、より発展させてるところですね。そういった経過があります。

私は、やはりそういった、本当に今まだ小さなNPO法人とか、また小さな団体であっても、そこでやってる活動をやっぱり吟味して、こういう団体だったら将来的に運営をお任せできんじゃないかとかですね、そういったことも含めて、そのための援助としてどういう形がとれるのか。またいろいろなこともね、アドバイスできるようなことをしながら、積極的にやはり行政が、民間委託といったら、どっかの大手のところだけにお任せして、ただ委託すればいいというそういう発想じゃなくて、そういったことを本当にやっていかないと、何ていうんですかね、いろんな地域のせつかくのある力を生かせない、もったいない。

本当に行政が続いてしまうと思うんですけども、そういった点でどうなんでしょう。ぜひ検討していただきたいし、もう一度ですね、今の単にどっかの業者に任せるという発想ではなくて、その業者に対しても確かにいろいろ提言してるかもしれませんが、市民の力を生かしてくださいとか、今回の図書館のあれ見たら、地域の人材をなるべく生かすようにしますみたいな、業者さんも書いてましたけどね。でも、それはそれでいいんですけども、やっぱりもともと、この東大和でも図書館活動活発で、司書の方もいろんな提言をしたりとかですね、いろんな活動実績がある。

公民館に至ってもですね、本当にかつて東大和といいますかね、公民館活動ですごい有名で、いろんな市から見学に来られるような、そういった実績もある中で、それをどっかに単に丸投げというよりは、やはりそういった力をね、人材もそろっている中でどう生かすかとかね、そういう検討をしてほしいんですけども、その点はどうでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） これから人口減少が進んで、高齢化も進んでくるということで、市だけで地域の課題を解決するというのもなかなか難しくなっております。そういうことで民間に頼めるものは頼むという中に、市民の皆様との協働という視点を入れていくということは、向いている方向は同じだと思っております。

そういうふうの一つ一つステップアップしていく必要があると思いますので、まずは職員の協働に関する指針というのも見直す予定もございますので、そういった中でどういうことができるのかというのを、職員側も勉強していかなければいけないですし、市民の側にどう働きかけていくのかということも含めてですね、勉強していきたいと思っております。

以上です。

○2 2 番（中野志乃夫君） ぜひ、いろいろそういう検討をしていただきたいと思います。

これはね、実は皆さん、ここにいる職員の皆さんも、結局は60過ぎて定年退職になって、後、再任用という形でまた関わる方もいらっしゃると思いますけどね。そういった方とか、市内で住んでる方、多いですし、行政面でもいろいろ詳しい人はいっぱいいる。まだね、はっきり言って60代、もう全然元気ですよ。70代でもめちゃくちゃ元気な人が多いし、そういった人たちが今、公民館活動もそうですけども、市民活動で活発に市内で活躍されてます。そこでいろんなこともやってらっしゃるし、私は高く評価した上でね、やっぱりそういう

力を生かしていく場をね、やはりもう、ぜひ皆さんの段階でつくっていただきたいと思っております。

一応、1番目は以上、そういうことのお願いです。

2番目、向原団地地区のまちづくりについてですけども、まず①に関しては、これは東京都の意向でこういうふうな新しい形で方向性が出されたことですけども、これは基本的には、住宅を増やすとか、そういう発想ではなくなったという理解でよろしいのでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 東京都は平成24年に、東大和向原プロジェクトの事業者決定を取りやめておりますことから、現時点において、従前のような住宅整備の方針はないと認識しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 私は、大変それは歓迎したいことだと思っております。

以前にもですね、提案させていただきました②の問題にもつながるんですけども、やはり今、まちづくりの中で、単にね、住宅を増やして、それで人が来てくれればまちが豊かになるという発想ではなくて、確かにそれは行政がね、そういうことでうまくやって、ある面、東大和の人口が定着するようなことがやられたらいいですけども、なかなかそれはね、どこの自治体もうまくやってない、うまくやられてない。ある面、逆に、この東大和は大変魅力あるまちでね、積極的にぜひもう東大和へ住んでね、本当に子育てしたいとか、子育てのしやすいということ言っていて、保育園に入れるからって来たけども、その後、ほかに移っちゃう方も多くいるわけですよ。いや子育ても終わって、だけどやっぱり東大和、魅力あるまちだから、ここに定住したいという方が増えるようなね、そういうまちづくりの、本当に魅力あるまちづくりの発想のもとで動いていかないと、やはりなかなか本当に市民というかな、東大和が本当に言葉で言ってるような活気のあるまちにはなかなかできない、そういうふうなことが望めないと思ってます。

今回、私がちょっと後、2番目のところで、防災上の検討はされたのかというのは、特別支援学校のとね、協定でいろいろそういったときは、お願いできる関係はつくったということでもありますけども、そのことじゃなくて、Bですよ、創出用地のBを、やはりあの原っぱのままで生かすことが、大変重要ではないかと思っている点です。

ちょうど今日も地震がありました。富士山、やっぱりそろそろ爆発するのかなとかですね、大きな地震がやっぱり来るじゃないかと。私は予想してますけども、そういったときに、ああいう広々とした空き地があるといいですか、空間があるというのはいろんな意味で活用できるし、いざというときに本当に役に立つ場所だと思います。ただそれをね、名目的にどう生かしていくのかとか、そういったことの発想で、あの場所を、防災上もね、絶対必要だし、逆にそれを、ある面、イベントのできるような用地にしていくということもね、一つの有用な方法ではないかと思っておりますけども、そういった点での御検討はされてるのでしょうか。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 創出用地地区Bにつきましては、向原団地地区のまちづくりの方向性（案）において、東京都との協議等を踏まえ、社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしております。市としましては、創出用地地区Bにおける将来的なまちづくりの検討状況を捉え、まちづくりの方向性などを適宜見直しながら、当地区のまちづくりの検討を段階的に進めていくものと考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。いずれにしてもね、まだこれから検討するということであるならば、少なくともね、あそこに住宅を造ることが、選択肢がなくなったわけですから、ぜひそうした防災上の観点からですね、またこれはいろんな文化的な観点からもですね、ああいう広大な原っぱがあることによって

いろんな活用の仕方ができます。いろんなことですね。緑は当然創出するにしても、ちょっとしたイベントとか、何か大きなことを、行事をやるとかね、何かでも活用できる場所ですから、ぜひそうした活用を考えていただきたいことを提案して、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木 下 富 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、9番、木下富雄議員を指名いたします。

[9 番 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、木下富雄です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、2点お伺いいたします。

1、再犯防止推進計画について。

再犯防止推進計画につきましては、令和元年の第3回定例会においてもお尋ねしておりますが、その後の進捗も含めて、以下、お伺いいたします。

①東大和市における再犯防止推進計画を策定するにあたってのこれまでの取り組み状況についてお伺いいたします。

②近隣自治体の取り組みについて、どのように把握しているのかお伺いいたします。

③計画策定にあたっての課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2、コロナ禍における児童・生徒への影響について。

①市立中学校における標準服（制服）について伺う。

ア、制服の現状とそれに対する市の認識について。

イ、制服の価格について。

ウ、コロナ禍社会の厳しい経済状況下、保護者への経済的負担を軽減するための取り組みについて。

エ、コロナ禍の実際の制服の着用状況について。

オ、多様性に配慮する観点からの市の対応について。

②小学生のランドセルの重量に対する市の認識について。

以上、壇上での質問はここまでとし、再質問につきましては、御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[9 番 木下富雄君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、再犯防止推進計画に対する取組状況についてであります。平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、東京都は同法第8条で定める計画として、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画を策定しております。現在、市ではこの東京都再犯防止推進計画の内容や、他市の策定状況等を踏まえ、策定の在り方について検討を進めているところであります。

次に、近隣自治体の取組についてであります。令和3年10月現在における多摩地域の状況は、26市中5市が地域再犯防止推進計画を策定済みであります。また現在策定中の市が、5市あると認識しております。

次に、計画策定の課題と今後の取組についてであります。国や東京都の再犯防止推進計画では、住居の確保、就労の支援、保健医療・福祉サービスの実施、学校等と連携した修学支援、民間協力者の活動の促進と広

報・啓発活動の推進などを主な取組としております。計画をどの分野で位置づけるかなど、今後の展開が課題であります。庁内関係部署による調整が必要であると考えております。

次に、市立中学校における標準服についてであります。中学校の標準服につきましては、各学校におきまして、生徒の意見を参考に、保護者と話し合った上で、価格を含め、取り決めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小学生のランドセルの重量についてであります。児童が持ち運ぶ荷物は以前より量が増え、重くなる傾向にあります。身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念があることから、何らかの配慮が必要と認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、市立中学校における標準服の現状と市の認識についてであります。現状は男子の標準服につきましては、第一中学校及び第二中学校で詰め襟、第三中学校、第四中学校、第五中学校でブレザーとなっております。女子の標準服につきましては、全ての学校でブレザーとなっております。また、現在、市内の中学校では、それぞれの歴史を踏まえつつ、生徒や保護者及び学校が意見や要望を出し合いながら標準服を指定しております。

次に、標準服の価格についてであります。学校と保護者が販売店と協議を行って価格を取り決めております。価格につきましては、各学校ともおおむね4万円前後であります。

次に、標準服の購入に係る負担軽減についてであります。市では経済的な理由から就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費として支援を行っております。このうち、新中学1年生の場合は、入学前の時期に、新入学生用品費を給付しており、令和3年度の価格は6万円となっております。また各校におきましては、保護者による標準服のリユースの取組を行っております。

次に、標準服の着用状況についてであります。通常は体育の授業や服が汚れやすい作業がある授業、校外清掃活動などの場合を除いて、標準服を着用することとしております。昨年コロナ禍においては、体育の授業の際に、着替える場所での密を避けるための理由から、ジャージでの登校を可能としている学校もございます。

次に、多様性に配慮する観点からの対策、対応についてであります。現在全ての市内中学校におきまして、女子生徒についてはスカート、またはスラックスのどちらでも自由に選択できるようになっております。

次に、小学生のランドセルの重量に対する市の認識についてであります。学習指導要領の改訂を受け、教科書のサイズが大きくなったり、ページ数が増加したりしていることにより、児童・生徒が通学時に持ち運ぶ荷物は、以前よりも重くなる傾向にあります。また、1人1台のタブレット端末を自宅に持ち帰ることによって、荷物の量が増える傾向があります。このことにより、児童・生徒の通学時に、一定の負担が生じるものと認識しております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時59分 休憩

午後 4時 8分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（木下富雄君） 御答弁どうもありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1のこれまでの取組についてであります。法務省は、犯罪白書などを見ますと、全国における刑法犯の犯罪認知件数は、平成14年をピークに年々減少し、戦後最少を更新しています。令和元年の刑法犯認知件数は74万9,000件で、17年連続して減少していますが、刑法犯、検挙人員の約半数が再犯者であります。このため、市民が安全、安心に暮らすことができる社会を実現していくためには、再犯防止対策は不可欠だと考えます。

市長の御答弁では、東京都が作成した地域再犯防止推進計画の内容や、他市の策定状況等を踏まえて、策定の在り方について検討しているということでありました。ここで改めて、東京都再犯防止推進計画がどのような内容なのか、お教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都再犯防止推進計画の内容についてでございますが、再犯防止等の推進に関する法律の第8条に基づく地方再犯防止推進計画として、令和元年7月に作成されたものでございます。

国の計画に掲げられております五つの基本方針を踏まえまして、就労・住居の確保等、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、非行の防止・学校と連携した修学支援等、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための連携体制の整備等を重点課題といたしまして、これに対応する具体的な取組項目がまとめられているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいまの御説明のとおり、様々な部署にまたがる広範囲な計画だと思われませんが、これまでどのようなことを検討されたのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 犯罪などを犯した人に対する適切な相談や支援によりまして、再犯率が減少することになれば、市民の安全安心につながりますので、計画の策定はそれを後追いするものと考えております。

ただ、法務省などからですね、市に対して、犯罪者に対しての情報は提供されません。なので具体的な対応が難しいことや、実際に犯罪をした者がですね、社会復帰するに当たっては、従前から生活保護制度や、生活困窮者自立支援制度などによりまして、就労や住居の確保などの福祉的なサービスにより対応してきているところでございます。このためですね、現状では、防犯の視点から、どう取りまとめていくかにつきまして、検討している段階でございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 取りあえず分かりました。

次に、②の近隣自治体の取組について伺いますが、多摩26市中5市が策定済みで、策定中の市が5市あるとのことでありました。既に作成された市や策定中の市の計画で、特色のようなものがあるのかお教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 策定済みの5市というのはですね、八王子市、府中市、国分寺市、福生市、それから武蔵村山市の5市であります。

特色といたしましては、八王子市を除く4市は、地域福祉計画に包含する計画として位置づけておりまして、八王子市のは、単独の計画となっております。また、今年度中ですね、令和3年度中に策定予定としている市が5市ございまして、昭島市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の5市でございます。

昭島市は、単独計画として策定予定ということで、町田市では「地域ホッとプラン」の中に位置づけて策定を進めているとのことございました。また、日野市、多摩市、稲城市さんは、3市はですね、3市を保護区

とする日野・多摩・稲城地区保護司会として、3市共通の基本方針と、取組の枠組みを定めた、共通理念を策定し、これに基づき、各地で計画を策定中であるとのことでした。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいまの説明の中で、単独で計画を策定せず、地域福祉計画や地域ホットプランなどの計画に包含させる市が多く見られますが、理由としてはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 例えばですね、国分寺市の計画を見てみますと、社会福祉法が改正され、共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりの推進が求められていることから、地域福祉の推進において共通する施策として一体的な取組を進めるとしているようでございます。

また町田市ではですね、「地域でささえあい誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念とした「町田市地域ホットプラン」と趣旨が合致しているため、再犯防止推進計画を「地域ホットプラン」の中に位置づけるということでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 次に、③の課題と今後の取組についてであります。複数部門にまたがる計画となることから、どの分野で位置づけるかが課題であり、今後、庁内関係部署による調整が必要であるとのことでした。今後、庁内関係部署と調整の上、計画を策定していくという、前向きに捉えてよいということでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在のところですね、先行している市を参考に、東大和市においても、地域福祉計画を包含する計画として策定出来ないか、防犯担当としては考えてございます。ただ、地域福祉計画は、令和3年度から令和8年度を計画期間とする第6次地域福祉計画が、令和3年3月に策定されたばかりですので、再犯防止推進計画を包含する計画とするならば、第7次地域福祉計画策定に向けた調整ということになります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 私個人としてもですね、各課の施策を横断する福祉計画の一環とし、進めたほうがよいと思います。

第7次地域福祉計画に包含する方向で調整した場合、策定するのは令和8年度末ということになります。5年後の策定では近隣市と比べてかなり出遅れてしまうと思うのですが、早期の検討はできないのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 現状ですね、令和3年の10月時点で、多摩地域の状況は先ほど市長答弁にもございましたように、10市のうち、10市が策定、あるいは策定の検討中という段階でございます。今、議員のおっしゃられるように、5年後というのはかなり遠いので、当市の策定がほかの市に比べて出遅れるということが懸念されております。

そのような中でですけれども、この再犯防止推進計画が、計画を策定した後の実効性があるものにしていく必要があると考えますので、その点も含めて、他、全庁的な問題でもございますので、庁内で関係部署と調整をこれからしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 私自身も、若干更生保護に関わっておりますので、犯罪や非行をし、罰を受けた人が地域社会で生活するには様々な問題があり、それぞれの問題に応じた支援が必要ではないかと実感しております。住居や仕事がないため追い詰められ、再び再犯を犯してしまうこともありますし、矯正施設内での学びの継続に向けた取組、進学、復学の支援がないと、再度非行の方向に向いてしまったりします。

また、性犯罪や薬事事犯なども再犯が多いと感じております。やはり再犯を防いでいくためには、地域の中

で見守り、地域で支援し、地域の中で普通の社会に溶け込めるようにしていかないと、また再犯を犯してしまうと思います。

再犯防止に向けた課題は、様々な分野にまたがっておりますので、多くの分野にまたがる課題に対して、担当部署が一層連携して適切に支援していく必要があると思いますし、保護司や保護司会、保護観察所、保護更生施設、自立準備ホーム、協力雇用主、更生保護女性会、BBS会、その他、地域皆様などと広範な連携も必須だと考えております。

ぜひ、全庁を横断した中で、早期にこのような人たちにも漏れなく手が差し伸べられるような、誰1人残さない社会の実現に向けた施策を早急に進めていただくことをお願いいたしまして、この質問は終わりにさせていただきます。

次に、2のコロナ禍における児童・生徒への影響についての再質問をさせていただきます。

まず、①の標準服（制服）についてお伺いしてまいります。市長や教育長の御答弁の中に、生徒の意見を参考に保護者と協議の上、制服を決めているとのことでしたが、これまで生徒からどのような意見があったのか、お知らせください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 生徒のほうにアンケートを行った学校におきましては、例えば女子生徒から、チェックの柄がいいなど、デザインに関する意見があったと聞いております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 生徒からの意見は、ただいまのとおり、断片的なものということで、ちょっと私が意図していたこととは違った答えでございます。

次に、標準服、制服の使用や選定について、教育委員会として整備や取決め等はないのか、改めてお伺いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各中学校の標準服につきましては、特に調整や取決めはございません。生徒の意見を参考にですね、学校が中心となって保護者と調整して決めているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 次に、価格についても学校と保護者が販売店と協議して取決めしているとのことですが、これまでの協議内容はどのようなものだったのか御説明願います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 販売店との協議の内容についてでございますが、標準服の形、生地のほかですね、価格を抑えていただきたいということと、あとは店舗ごとに偏りがないように、違う店舗でも同様の価格と、できるだけ価格を近づけてくださいということなどを協議していると聞いております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは、次に、各学校の制服の価格について詳しく教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校の標準服の価格でございますが、ここでは男子は、上着と夏・冬用のズボン一式。女子につきましては、上着と夏・冬用スカートで一式として、価格のほうを申し上げさせていただきます。

第一中学校につきましては、男子が3万9,050円から4万6,800円、女子のほうは4万2,130円から4万5,500円。

第二中学校につきましては、男子が3万2,450円から4万6,700円、女子が4万2,700円から4万6,750円。

第三中学校は、男子が3万2,190円、女子が4万2,444円。

第四中学校につきましては、男子が3万1,790円から4万2,500円、女子が2万7,610円から3万9,820円。
第五中学校は、男子が4万1,360円から4万3,000円、女子が3万7,290円から3万8,200円となっております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。今、それぞれの中学校の値段を詳細に聞いておりますと、各学校ごとにもかなりの価格差がある中で、同一学校の中でも、値段に幅があるということは、販売店によって値段が違うのかなということも感じました。

また、保護者の皆様からも聞いておる情報でございますが、第三中学校においては、標準服、制服の購入先が1か所しかなく選択肢がありませんが、現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 令和3年度の第三中学校におきましては、おのおの男子、女子、1か所での購入となっております。ただしですね、第三中学校におきましては、令和4年度から標準服の変更ということを検討してございまして、現在、学校、保護者、業者の3者で調整していると聞いております。

なお、変更にあたりましては、購入できる店舗を複数にする方向で、業者のほうと調整をしていると聞いております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

ただいまの報告を聞いて、第三中学校も選択肢が増え、またさらに少しでも値段を安いところから選べるということも分かりました。

また、こういう機会にですね、制服がもしかしたら変わるという機会に、きちっと実際に着用する生徒の御意見も聞いていただいた中で、検討していただけたらと思います。

次に、コロナ禍の社会で、どの家庭も家計が逼迫している中で、中学生に入る児童がいる家庭では、就学時に制服の上着とスラックスやスカートのほかにも、ワイシャツ、体操着、上履き、通学用バッグ、学校によってはネクタイなどの小物も用意する必要があると思います。現在、就学援助費の入学前学用品費の支給は、中学校では6万円だということですが、購入の代金に対しても、6万円ではちょっと少ないような気もいたしますし、コロナ禍の非常事態の経済情勢を鑑みても、増額をすることは出来ないのかと感じますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 就学援助費の入学前学用品費につきましてはですね、毎年、国のほうが示しております要保護児童生徒援助費の新入学児童生徒学用品費をもとに支給をしているところでございます。現時点では、国が示す基準以上の支給は予定してございません。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 現時点では、国が示す基準以上の支給の予定はないということですね。取りあえず、了解ではないですけども、次の質問にいきたいと思います。

高額な出費をして購入した制服も、成長期の中学生生活3年間の中では、体の成長のために、サイズが合わなくなってしまうときに、標準服、制服のリユース事業が各学校の保護者の皆様を中心となって行っていると思いますが、学校において回収や、新入生への周知などは行っているのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 標準服のリユースに関しまして、学校のほうで直接ということではないんですが、学校におきましてはですね、保護者の方がリユースの事業を、PTAの方とかがやっております。

学校のほうでは卒業前に保護者会で回収していることの案内とか、入学説明会などにおいて、リユースによる譲渡やクリーニング代程度での販売ですね、150円から300円程度と聞いてます。そういったことの案内をしていると聞いております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、各学校のリユース事業の直近の実績状況などがもし分かるのであればお教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校のリユースにつきましてはですね、保護者の方が中心となって実施しております、実際の数値については把握してございません。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 事業の活動の主体が保護者ということで分からないということですが、アンテナを広げて、その辺の情報も収集していただくようお願いしたいと思います。

それでは、次に、登下校時の生徒をたまに拝見するときに、ジャージ姿の生徒を多く見るような気がしますが、コロナ禍の実際の標準服（制服）の着用の詳細についてお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 標準服の着用につきましては、通常は体育の授業や作業がある場合を除きまして、登下校どきを含んで着用することとなっております。ただ、コロナ禍の着用につきましては、昨年、第二中学校におきまして、一時的にジャージを可能としておりました。また、第三中学校におきましては、着替えの際に教室での密を避けるために、現在も含めましてジャージを可としております。その他の学校につきましては、現在、標準服の着用を基本としているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） コロナ禍では、共通のジャージをそろえているのですから、密の回避なども含め、毎日、洗濯することのできない標準服、制服を着用するよりも、理にかなっているなど改めて思いました。

最後にお伺いしますが、教育長の御答弁では、女子生徒については、スカート、またはスラックスのどちらでも、自由に選択できるようになっているということですが、現状についてお伺いいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 女子生徒につきましては、スカート、スラックス、使用している人数等ですね、細かい小人数等は把握しておりませんが、各学校におきまして数人程度はいると聞いてございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございました。

ここまで、標準服、制服について、るる質問をしてきたわけですが、コロナ禍の現在、様々な支援策を国や東京都や当市も打ち出させていただいておりますが、日本一子育てしやすいまちを掲げている当市としては、東大と独自のオリジナルな支援を、この標準服、制服に向けていただけるよう、切に要望いたしまして、①に対する再質問を終わりにさせていただきます。

次に、②のランドセルの重量に対してお聞きします。こちらも登下校時の小学生の姿を見ますと、ランドセルだけでもすごく重そうに歩いていて、さらに水筒や補助バッグなども抱え、マスクをしての登校となっています。平成30年9月に文部科学省から、児童生徒の携行品に係る配慮についての通知が出ていると思います。家庭に持ち帰る荷物を減らすために、学校では、いわゆる置き勉などの対応をしているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 各学校におきましては、文部科学省の通知等を踏まえまして、これまでも教科書やその他の教材のうち、持ち帰らせるものと、学校に置いていかせるものについて、児童・生徒の発達

段階や学習上の必要性、通学上の負担等を踏まえた対応をしております。

今後につきましても、タブレット端末の持ち帰り等を考慮し、児童・生徒に負担が生じないよう、保護者とも連携して対応してまいります。

以上です。

○9番（木下富雄君） よろしく御対応のほうをお願いします。

しかし、それでも、一方、世間では、小学生1年生から3年生の1,200名を対象としたアンケートの結果を見ますと、90%以上がランドセルが重いと感じているとしています。

また、保護者の85.5%も、子供にとってランドセルが重過ぎるのではないかと感じているということでした。ランドセルの重さは平均で3.97キログラムで、3キロ以上ある割合は65.8%と、かなり多くの小学生が重いランドセルで通学しております。重いランドセルのせいで通学ブルーを感じたり、またさらにそのうち3.1人に1人が、通学時に肩や腰、背中など体の痛みを訴えていることがあります。小学生の3人に1人が、既にランドセル症候群に陥っているということですが、このランドセル症候群に対する市の認識についてお伺いいたします。

○学校教育部副参事（富田和己君） ランドセル症候群に対する市の認識についてであります。ランドセル症候群は、自分の体に合わない大きさや重さのランドセルを背負ったままで、長時間通学することによる心と体の不調を表す言葉でございます。医師や大学教授等でランドセル症候群について研究されている方がいるということをご認識しております。

以上です。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、さらにランドセル症候群についての保護者からの問合せなどの状況についてもお聞かせください。

○学校教育部副参事（富田和己君） ランドセル症候群についての保護者からの問合せの状況についてでございますが、ランドセル症候群自体について保護者からの問合せというものはございません。

ただし、通学時の荷物の重量につきましては、小学校低学年の保護者より、タブレット端末の持ち帰りによる荷物の重さについての懸念の声をいただいたほか、小学生ではございませんが、中学生の保護者より、教材の電子化により、荷物の軽量化を求める御要望をいただいております。

以上です。

○9番（木下富雄君） ランドセル症候群自体についての問合せはないということでしたが、やはり荷物の重さへの懸念は寄せられているとのことでした。

また、御意見の中に、教材の電子化というワードが出てまいりましたが、私も単純にデジタル教科書を使用することによって、紙の教科書よりも持ち運びが軽くなり、児童の負担も軽減できるのではないかと思います。デジタル教科書の導入について、東大和市の現状についてお尋ねいたします。

○学校教育部副参事（富田和己君） デジタル教科書につきましては、文部科学省が実施しております学習者用デジタル教科書実証事業に、市内の小・中学校全校が参加をし、各学校、1教科程度のデジタル教科書を導入しております。

今後、国の動向等を踏まえ、本市におきましてもデジタル教科書を導入することにより、児童・生徒の荷物の軽減に資するものと認識しております。

以上です。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

コロナ禍という、これまでとは違った環境の中で、小学生のランドセルを少しでも軽量するにとどまらず、心身ともに健康で有意義な小学校生活が送れるように、あらゆる側面に配慮していただけますようお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時35分 延会